

南越前町高齢者福祉計画  
および第7期介護保険事業計画

平成30年3月

南越前町



ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。この度、本町では、平成30年度から平成32年度までの3か年を見据えた、「南越前町高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本町では、約3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、総人口の減少に伴い高齢者比率が年々増加する見込みとなっています。また、高齢単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加が予想されています。

このような中、本町では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を目指し、取組を進めてきました。

昨今では、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るとともに、地域において誰もが支援の受け手と担い手に区分されることなく、それぞれ役割を持ってお互いを支え合い、「我が事・丸ごと」の地域づくりを目指す「地域共生社会」の実現に向けた動きが加速しています。

本町においては、このような社会的背景を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるように、「南越前町高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」において、「いつまでも 元気 いきいき 南越前町 ～顔がつながる 心がかよう お互いさまのまちづくり～」を基本理念に掲げ、地域ふれあいサロンを中心とした介護予防、地域連携・支え合い、認知症高齢者やその家族への支援、介護保険サービスの充実を図りながら、誰もが生きがいを持って安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして御尽力を賜りました南越前町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定委員の皆様をはじめ、さまざまな方面から御協力をいただきました関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成30年3月



南越前町長 岩倉光弘



## 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定体制	3
5.	計画の推進体制	4
6.	日常生活圏域の設定	4
7.	介護保険制度改正のポイント	5
第2章	基本理念と基本目標	6
1.	南越前町の現状と課題	6
2.	基本理念	10
3.	計画の基本目標	11
	基本目標1 介護予防の推進によるまちづくり	11
	基本目標2 地域連携・支え合いの体制づくり	11
	基本目標3 認知症高齢者への支援	11
	基本目標4 高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実	11
	基本目標5 生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	11
4.	施策の体系	12
第3章	介護予防の推進によるまちづくり	13
1.	一般介護予防事業	15
1-1.	介護予防活動の推進	15
1-2.	住民主体の高齢者の居場所づくり	18
1-3.	介護予防の担い手の育成	19
2.	介護予防・生活支援サービス事業	21
第4章	地域連携・支え合いの体制づくり	26
1.	地域包括支援センターの機能強化	28
2.	在宅医療と介護の連携の推進	31
3.	生活支援サービス等の体制の整備・充実	33
4.	地域のネットワークの強化と生活支援の担い手の育成	34
第5章	認知症高齢者への支援	35
1.	認知症の理解と知識の普及	36
2.	早期発見・早期対応の体制整備	37
3.	家族介護者への支援充実	38
第6章	高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実	39
1.	介護保険サービスの充実	40
2.	介護保険事業の適正な運営	55

第7章	生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり	60
1.	交流と生きがいづくり支援	61
2.	各種高齢者施策の実施	63
3.	高齢者を取り巻く環境の整備	66
第8章	介護保険事業の見込み量の推計手順	68
1.	介護保険事業の見込み量の推計手順	68
2.	サービス対象者数の推計	69
3.	第1号被保険者の保険料の推計	71
4.	自立支援・重度化防止に向けた評価指標	74
第9章	南越前町の高齢者を取り巻く状況	77
1.	人口の状況	77
2.	世帯の状況	79
3.	要支援・要介護認定者数の状況	81
4.	認知症の状況	83
5.	介護保険サービスの利用状況	85
6.	各種調査からみたニーズ	86
資料編		93
1.	策定の経緯	93
2.	策定委員会設置要綱	94
3.	策定委員会名簿	95

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の平成29年版高齢社会白書によると、平成28(2016)年10月1日現在、総人口1億2,693万人に対して、65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は27.3%と国民の約4人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口は、平成29年版高齢社会白書によると、「団塊の世代」が65歳以上の前期高齢者となった平成27(2015)年に3,387万人となり、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54(2042)年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

高齢者人口の増加にともない要介護等認定者の増加も予想され、今後、介護保険料、介護給付総額は共に上昇し、平成37年(2025年)には大幅に膨らむと予測されています。

これに対し、国はこれまでに平成17年、平成23年、平成26年と介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備を進め、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。

今回、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

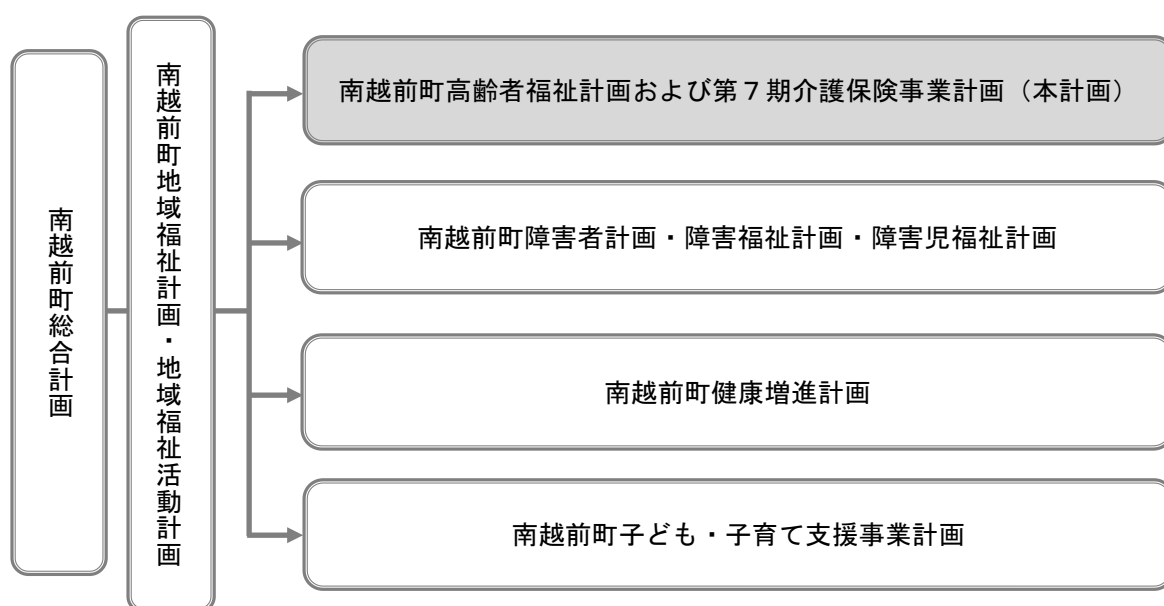
本計画では、これまでの取り組みを継続しつつ、本町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムを一層推進することを目指し、住民同士のつながりによる地域での支え合いにより、住み慣れたまちで安心して暮らすことができるように計画を策定するものです。



## 2. 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「高齢者福祉計画」と、介護保険法（第 117 条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は、「南越前町総合計画」及び「南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とした、高齢者福祉・介護保険に係る個別計画であり、障害者計画等“健康・福祉”に関するその他の関連個別計画との整合性を保った計画としています。

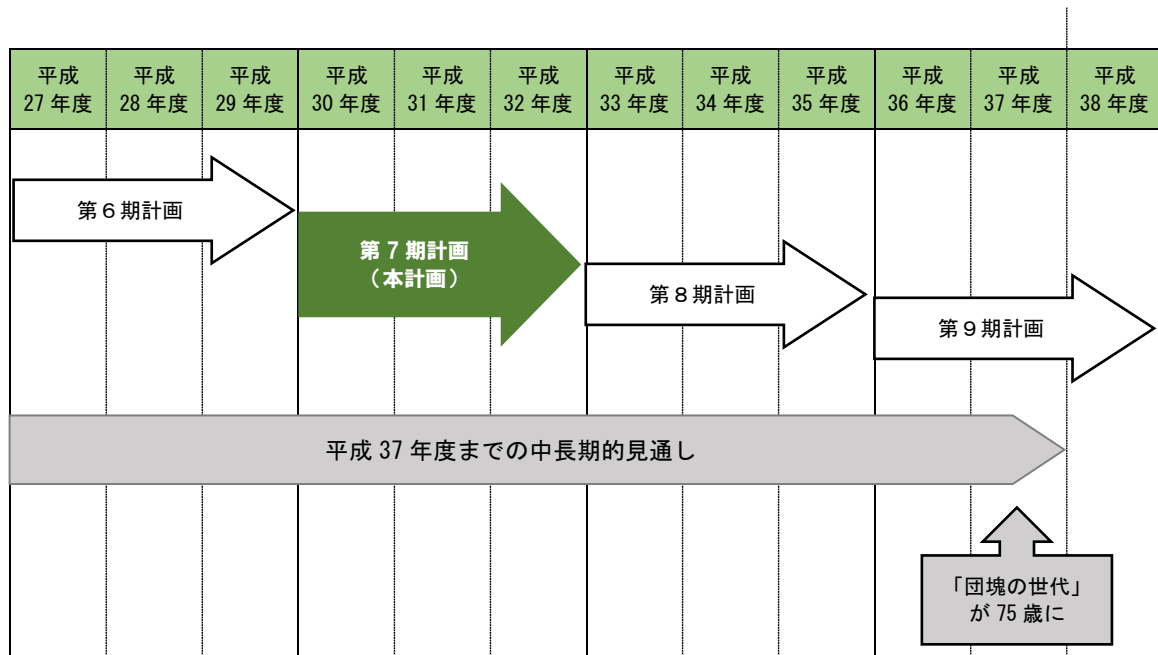




### 3. 計画の期間

第7期計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。また、本計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年度を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。

図表 1-3-1 計画期間



### 4. 計画の策定体制

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくため、「在宅介護実態調査」、「南越前町介護予防・日常生活圏域二一ズ調査及びもの忘れ検診」（以下、「二一ズ調査」という。）を実施し、介護サービスの利用実態・利用意向や高齢者の日常生活の実態を把握し計画策定の基礎資料としました。

計画策定にあたっては、広く意見を聴取するために、住民、関係機関、関係団体、事業者などで組織された「南越前町高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画策定委員会」を立ちあげ、意見交換及び審議を行いました。





---

## 5. 計画の推進体制

---

### (1) 協働・連携による計画の推進

本計画の推進にあたっては、高齢者への支援や介護予防への取り組みなど、いつまでもいきいきと健康に暮らすための生活づくりを一体的に進めていくことが重要です。行政、関係団体・関係機関、サービス提供事業者、企業、学校、地域が連携し、適切な役割分担のもとで進めます。

### (2) 計画の進捗管理

計画の実現にあたっては、計画に則した事業等がスムーズに実施されるよう、計画の進捗状況を点検・検証し、適切な管理を行うことが重要です。介護保険運営協議会の場を活用し、各事業の需要と供給の状況や、介護保険事業と高齢者福祉事業との連携状況等について年度ごとに評価し、その結果を次年度・次期計画へと反映していきます。

---

## 6. 日常生活圏域の設定

---

南越前町の日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を勘案し、中学校区単位とし以下のとおり、3つの圏域とします。



## 7. 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる平成37（2025）年や、高齢者数がピークを迎える平成54（2042）年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することが重要です。また、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。

このため、今回の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、下記のような考え方が示されています。

### 介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進（介護保険法）
  - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
  - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）



## 第2章 基本理念と基本目標

---

---

### 1. 南越前町の現状と課題

---

---

本計画の見直しにあたっては、現在までの取り組みを踏まえながら、長期的視点で本町の高齢者の状況を見据え、施策の方向を定めていく必要があります。

#### (1) 第6期（平成27年度～平成29年度）策定時における課題と方向性

##### 【課題】

- 住み慣れた土地・環境で一人ひとりができるだけ長く、元気で過ごすための取り組みの強化が必要
- 認知症に対する理解の促進、早期受診の呼びかけ、当事者が孤立しないような対策が重要
- 要介護（要支援）認定者が増加する中で、住み慣れた環境で一人ひとりが尊厳をもって自分らしく安心して暮らせるような環境づくりが必要
- 若年人口が減少する中で高齢者を支える担い手を創出するため、地域全体の協力を仰ぎ推進していくことが必要

##### 【方向性】

- 介護予防の推進による元気な高齢者の増加
- 認知症高齢者支援体制の確立
- 介護保険サービスの充実による適切な支援の提供・要介護の重症化予防
- 地域全体で介護を考え支える仕組みづくり

（第6期計画より）

## (2) 南越前町の現状

### 【人口・世帯に関すること】

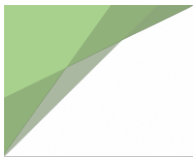
- ◇南越前町の総人口は近年減少傾向にあるが、高齢者人口は逆に増加傾向にある。
- ◇高齢化率は、全国及び福井県を上回っており、今後も、さらに高くなる見込み。
- ◇高齢単身世帯、高齢者のみ世帯は年々増加傾向にある。
- ◇前期高齢者（65歳～75歳）は、平成32（2020）年までは増加傾向、平成37（2025）年以降は減少傾向と推計。
- ◇後期高齢者（75歳以上）は、平成32（2020）年までは減少傾向、平成37（2025）年から増加傾向にあるが、平成47（2035）年以降は減少傾向と推計。
- ◇生産年齢人口は、年々、減少傾向にあり、今後も同様と推計。

### 【介護保険に関すること】

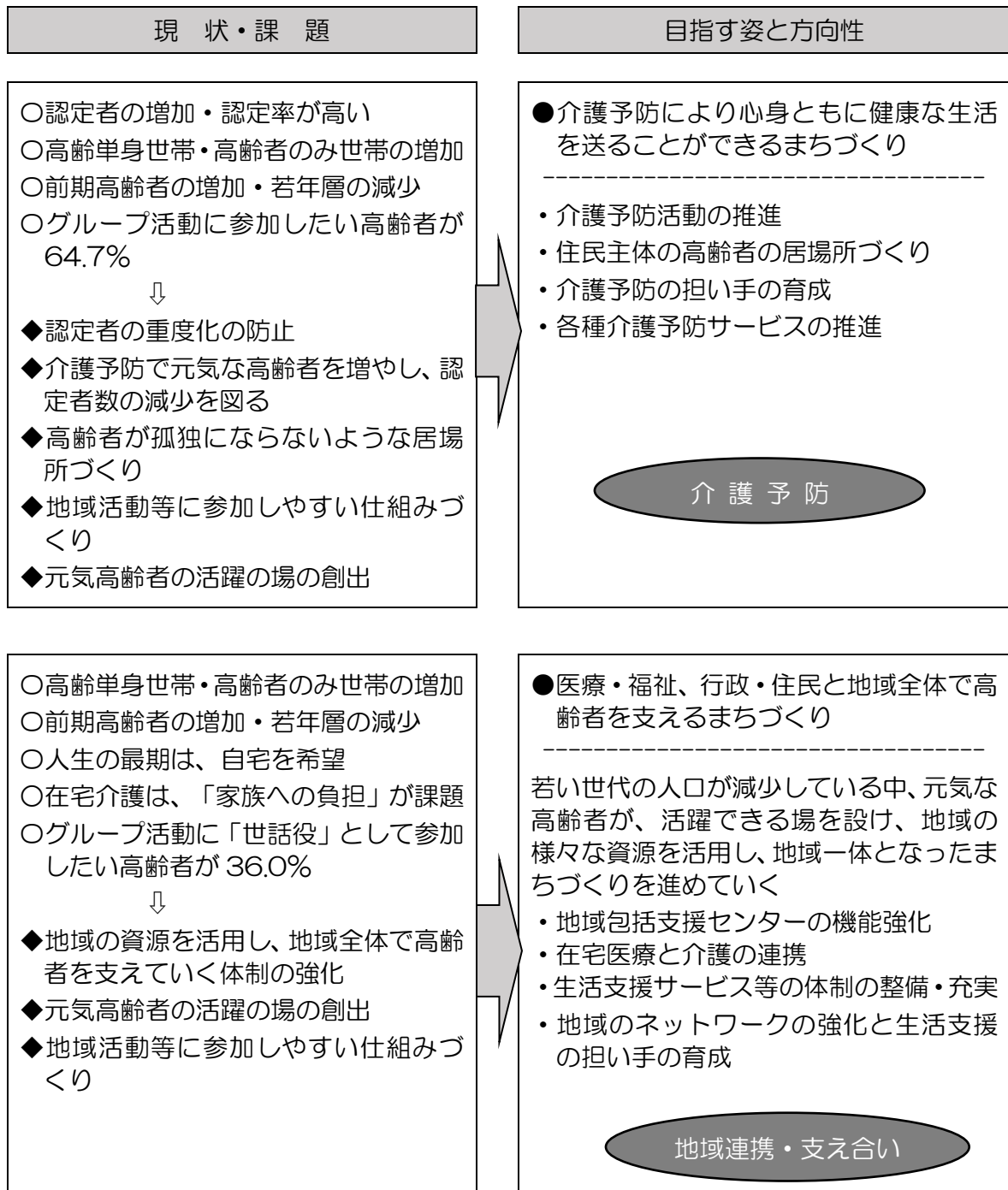
- ◇要介護認定者は増加傾向にあり、認定率は、全国及び福井県よりも高い。
- ◇介護費用額は増加傾向にあり、第1号被保険者の一人当たりの給付費は、福井県内で最も高い。
- ◇施設系サービスの利用者の割合が、全国、福井県、福井県内の各市町と比べると高い。
- ◇第6期計画中に、地域密着型特別養護老人ホーム（29床）、認知症対応型共同生活介護GH（18床）、小規模多機能型居宅介護（25人）を整備。
- ◇日常生活自立度（認知度）の推移をみると、「Ⅰ」は減少傾向、「Ⅱb」「Ⅲa」が増加傾向。

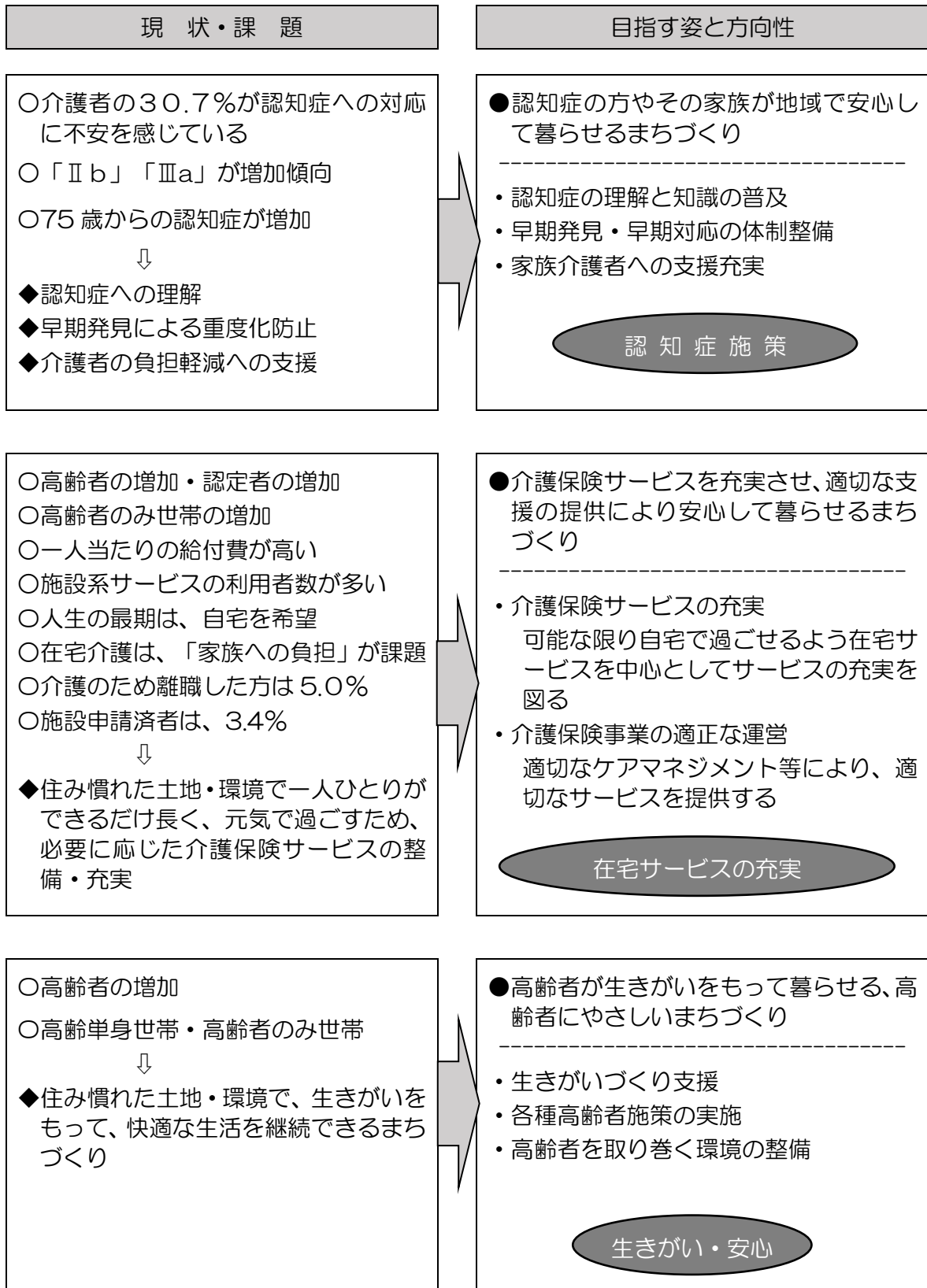
### 【住民のニーズ等に関すること】

- ◇ニーズ調査では、グループ活動について、「参加したい（してもよい）」は64.7%、また「世話役として参加したい（してもよい）」は36.0%となっている。
- ◇在宅介護実態調査では、介護者が在宅生活の継続に向けて不安を感じる介護は、「認知症状への対応」が30.7%（約3割）となっている。
- ◇ニーズ調査では、72.5%（約7割）の方が人生の最期を迎えたい場所は自宅を希望しているが、実際にできると考えている方は1割にも満たない。
- ◇在宅介護実態調査では、施設等の入所を「申請済」3.4%、「検討中」は、9.3%。
- ◇ニーズ調査では、在宅での療養をしようと思う場合に不安に思うことは、74.4%（7割以上）の方が「家族への負担」と回答している。
- ◇在宅介護実態調査では、介護のために離職したのは5.0%。




### (3) 第7期（平成30年度～平成32年度）の課題と方向性









---

## 2. 基本理念

---

本町では、高齢者福祉計画および第6期介護保険事業計画において、『～生涯安心して暮らせる福祉先進地～ いつまでも 元気 いきいき 南越前』を計画の基本理念とし、その実現に向けて、高齢者が長年住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいにあふれた生活を送ることができる環境づくりをめざして計画的な取り組みを進めてきました。

前回計画から3年が経過し、この間、国においては、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」、地域共生社会の実現、介護保険利用者負担の見直しなどの制度改革が行われてきました。また、国の基本指針では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、平成37年（2025年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域の中で自立した質の高い生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、あらゆる主体が参画・協働し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を進めるとともに、構築された体制をより深化・推進していきます。

本計画においては、『いつまでも 元気 いきいき 南越前町 ～顔がつながる 心がかよう お互いさまのまちづくり～』を基本理念とし、住民同士のつながりにより、お互いが協力し見守り合い、孤立した住民がいない安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本理念

いつまでも 元気 いきいき 南越前町  
～ 顔がつながる 心がかよう お互いさまのまちづくり ～



### 3. 計画の基本目標

#### 基本目標1 介護予防の推進によるまちづくり

高齢社会の中で、高齢者が健康で自立した生活を送ることができ、地域の中で最大限の力を発揮できるようにするために、住民の自主的・積極的な介護予防や健康づくり、高齢者の居場所づくりを支援していきます。

また、介護予防活動をサポートするボランティアの育成により、地域住民主体による介護予防の推進を図っていきます。

#### 基本目標2 地域連携・支え合いの体制づくり

高齢者が日常生活で支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターの機能強化と、在宅医療と介護の連携の推進に努めます。また、住民や関係機関等のさまざまな主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することで地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

#### 基本目標3 認知症高齢者への支援

認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症に対する住民への正しい知識の普及、早期発見・早期対応ができる体制づくり、家族介護者への支援の充実を進め、併せて、医療や介護の専門職に対する研修等を実施することで、認知症に対する理解を深め地域全体で見守り、支えていくまちづくりの実現を目指します。

#### 基本目標4 高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実

介護保険制度の理念の一つでもある「在宅介護」を踏まえ、たとえ要介護状態となっても可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスの充実に努めるとともに、必要な方に必要なサービスを提供することができるように介護保険事業の適正な運営に努めます。

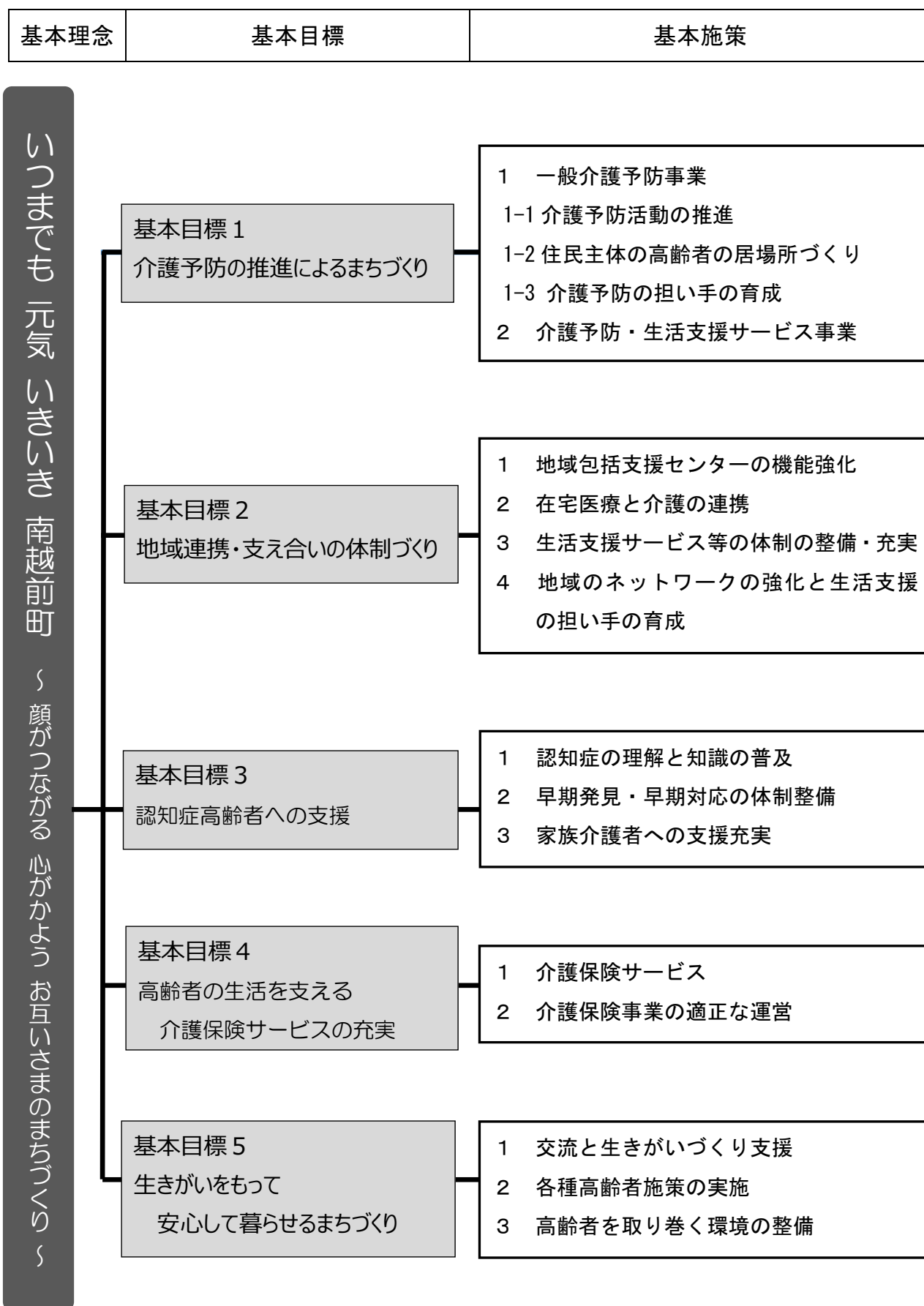
#### 基本目標5 生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

高齢者の交流や生きがいづくりを支援することで、高齢者自らが、生きがいをもっていきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、家族支援を含めた高齢者施策を実施するとともに、高齢者のみならず、障害者をはじめ、すべての住民が安心して暮らせるような、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指します。



## 4. 施策の体系



## 第3章 介護予防の推進によるまちづくり

---

高齢になっても、元気でいきいきと生活をするために、町民一人ひとりが介護予防に関心を持ち、心身ともに健康な生活を送ることが重要です。

また、高齢化の進展により介護を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の自立支援や介護費用を抑制する観点からも「介護予防」の視点に立った取り組みが不可欠です。

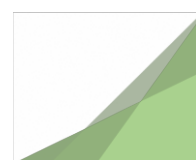
住民の自主的・積極的な介護予防や健康づくりを推進するためには、介護予防の必要性の普及・啓発に努めるとともに、高齢者の居場所づくり及び社会参加の機会を増やすことが求められます。

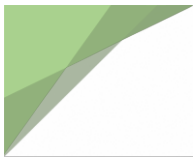
元氣な高齢者が社会の中で役割を持つことが、高齢者自身の介護予防や生きがいにつながることから、高齢者をこれからの地域を担う重要なマンパワーとして位置づけ、その地域活動を積極的に支援することが必要です。

平成29年4月より、これまでの予防給付や介護予防事業の一部は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者と事業対象者に該当する高齢者が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者が利用する「一般介護予防事業」で構成されます。

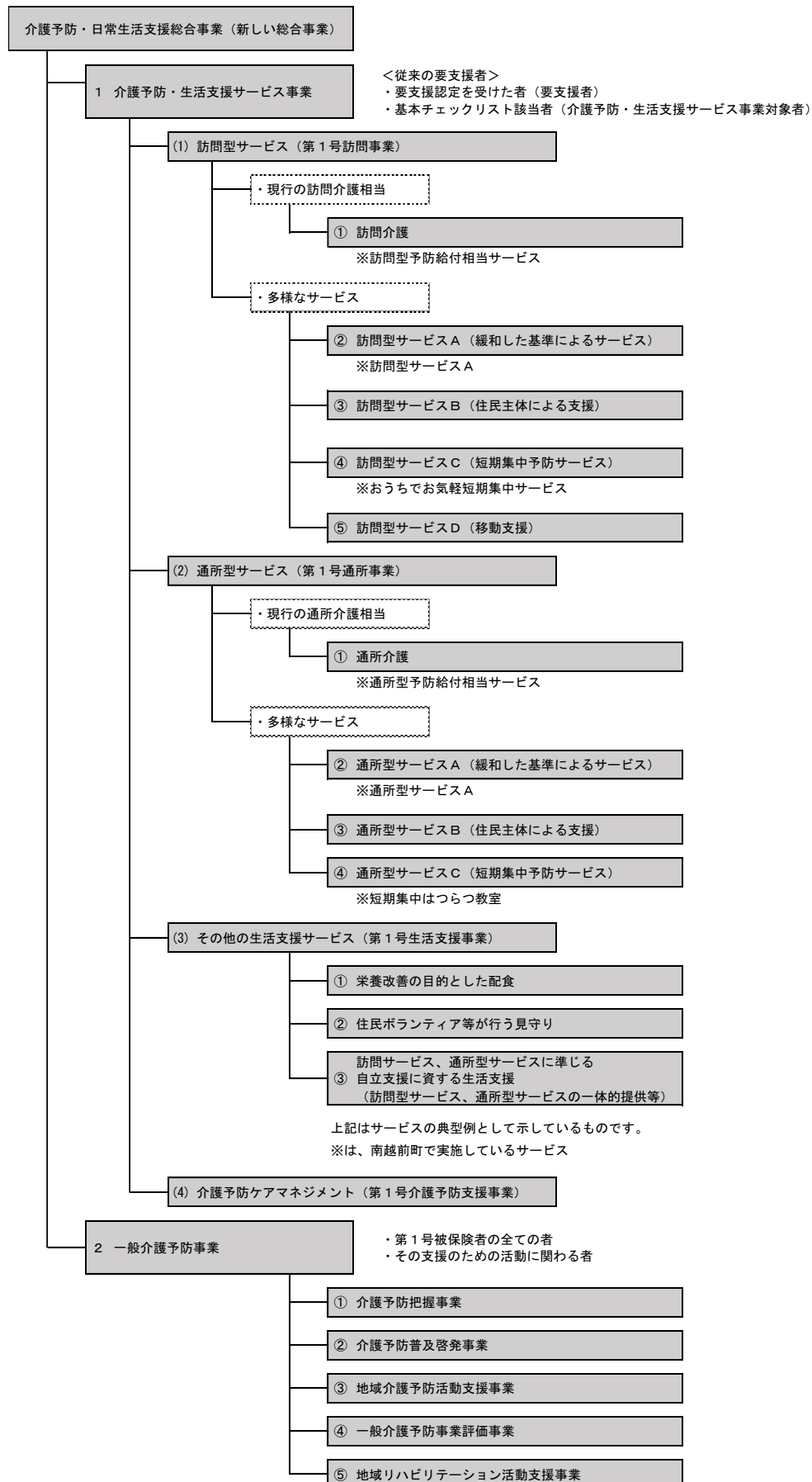
従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、緩和した基準によるサービスや住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図ります。

また、町の高齢者福祉サービスや市場において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、自立した在宅生活を送るために、要支援者等の状態等に応じた適切なサービスを選択できるように体制の整備を図っていきます。





# 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



## 1. 一般介護予防事業

### 1-1. 介護予防活動の推進

#### (1) 介護予防把握事業

介護保険部署・他部署・各種事業と連携し閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、住民全体の介護予防活動へつなげていきます。

人数・把握率(単位：人・%)

介護予防把握事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
高齢者人口			3,734	3,698	3,716	3,733
把握人数			233	220	220	220
把握率			6	6	6	6

#### 【現状と今後の方向性】

地域包括支援センター職員による総合相談等と併せて実施するほか、本人・家族からの相談、特定健診・後期高齢者健診、医療機関、介護保険部署、民生委員児童委員からの情報提供等、保健・医療・福祉及びその他の関係部門と連携しながら把握に努めます。

#### (2) 介護予防普及啓発事業

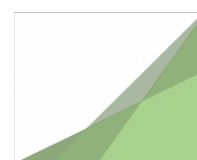
高齢者が自立した生活を送るために、介護予防に資する基本的な知識や運動、口腔、認知症予防等に関する介護予防活動を普及啓発します。

#### 【現状と今後の方向性】

通いの場を強化して、介護保険のサービスに頼らない活動を進めるため、平成28年度から介護予防のつどい事業を実施しています。介護予防のつどい事業は、平成28年度は南条地域で開始し、平成29年度より、今庄・河野地域でも実施しています。

年齢や心身の状況等によって高齢者等を分け隔てることなく参加が可能であり、人と人とのつながりを通じた、介護予防の普及啓発、生きがいつくりに資する活動を実施しています。

今後は、各種事業において、1人でも多くの高齢者が参加できるよう、閉じこもり傾向のある高齢者の参加勧奨や、参加しやすい環境の整備をすすめていきます。





### ①介護予防のつどい事業

高齢者が年齢や心身の状況に関係なく集い、人と人のつながりを通じて、生きがいのある自立した生活のための取り組みができるように支援します。

回数・人数(単位：回・人)

介護予防のつどい事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延回数		242	338	338	338	338
延人数		2,780	3,200	3,200	3,200	3,200

### ②健康教室

各種団体や他事業と連携し、高齢者及び高齢者を支援する方が集まる機会を活用し、転倒・認知症・うつ・閉じこもり等予防のための工夫を紹介し日常生活で継続できるよう支援します。

### ③健康体操事業

住民の協力を得て開催している、南条地域の南条健康体操、今庄地域のタッピー体操クラブ、河野地域のしおさい体操等において、転倒予防、健康維持に効果的な体操を普及していきます。

### ④運動普及事業

運動習慣の普及と定着化を図り、要支援・要介護状態への進行を防止するために、地域ふれあいサロン等の介護予防活動を住民主体で運営している地域等において、運動器の機能向上に資する基本的な知識の普及啓発と運動を実践します。

### ⑤口腔機能向上事業

う蝕、歯周病、摂食嚥下障害等への進行を防止し、併せて口腔機能向上による介護予防ために、地域ふれあいサロン等の介護予防活動を住民主体で運営している地域等において、口腔衛生及び口腔機能向上に関する知識の普及を図ります。

## ⑥山海里体操

介護予防及び家族とのつながり維持のため、家族全員で実施できる町作成の『山海里体操』の普及を図ります。平成28年度に介護予防サポーター等の協力を得て新バージョンを作成しています。

## (3) 地域リハビリテーション活動支援事業

集団及び個別対応により、住民、介護職員等へのリハビリテーション専門職による技術的助言を受け介護予防の取り組みを総合的に支援します。

回数(単位:回)

地域リハビリテーション活動支援事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延回数			3	10	10	14

## 【現状と今後の方向性】

平成29年度からの新規事業として、住民の介護予防活動のための支援及び介護予防に資する効果的な事業の実施のための事業所や介護職員等の支援を実施しています。

今後も「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチすることで、介護予防の取り組みの強化を図っていきます。



## 1-2. 住民主体の高齢者の居場所づくり

### (1) 地域介護予防活動支援事業／地域ふれあいサロン推進事業

年齢や心身の状況等によって高齢者等を分け隔てることなく、誰でも参加が可能な、介護予防活動に資する住民主体の身近な通いの場の提供及び運営のための活動を支援します。

会場数・回数・人数(単位：か所・回・人)

地域ふれあい サロン推進事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
会場数		50	51	56	56	56
延回数		507	510	672	784	896
延人数		6,340	6,375	8,400	9,800	11,200

#### 【現状と今後の方向性】

地域ふれあいサロンに参加することで、認知症、寝たきり、閉じこもりの予防につながります。また、サロンの世話役になることで、高齢者自らの介護予防につながることが期待できます。さらに、サロンが積極的に活動することで、住民全体の地域づくり・支え合い・介護予防への気運が高まります。

未実施地域がありますが、人口や年齢構成により実施が難しい地域も存在します。会場毎の実施は年3～12回で、年12回実施しているのは半数程度にとどまっています。介護予防のためには、週1回以上の外出が効果的と言われているため、会場毎の実施回数の増が課題です。

今後は、サロンを核とした、住民の主体的な活動を支援し、高齢者の介護予防と支え合いの地域づくりを推進するために、全地域実施と会場毎の回数増を目指します。



## 1-3. 介護予防の担い手の育成

## (1) 地域介護予防活動支援事業／介護予防サポーター養成事業

地域住民が主体となつて行う介護予防活動をサポートする「ボランティアの育成」等を行います。

## 【現状と今後の方向性】

住民自らが介護予防に取り組み、さらにその活動が地域に広がっています。

町が実施する介護予防事業への参画、周囲の方々への認知症予防及び介護予防に関する知識の普及を行っています。

サポーターが意欲をもって継続的に活動するための支援を行っています。

## ①脳元気お助け隊講習会（認知症予防教室 脳げんき集中編）

元気なうちから認知症予防についての知識を習得し、生活の中で実践する方法を学び、その知識と実践方法を地域活動で伝授できるような人材を育成します。

回数・人数(単位：回・人)

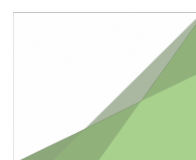
脳元気お助け隊 講習会	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延回数	6	6	6	6	6	6
延人数	97	97	77	100	100	100

## ②介護予防サポーター登録

認知症予防・介護予防・健康づくりについての知識を習得し、自らが生活の中で実践するとともに、周囲への普及啓発や町内で行われている介護予防活動を支援する介護予防サポーターを登録します。

人数(単位：人)

介護予防 サポーター登録	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延人数	18	36	51	68	85	100





### ③介護予防サポータースキルアップ研修（サポーター活動支援）

介護予防サポーターに対し、引き続き介護予防活動が実践できるよう支援します。

回数・人数(単位：回・人)

介護予防 サポータースキル アップ研修	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延回数		1	1	1	1	1
実人数		20	18	25	30	35

## 2. 介護予防・生活支援サービス事業

### (1) 訪問型サービス

要支援者や事業対象者が自らの生活機能を最大限維持、活用しながら自立した在宅生活を送れるようその状態等に応じた適切なサービスを柔軟に利用できるよう基盤整備を行います。「訪問型予防給付相当サービス」と「訪問型サービスA」を整備し、専門家によるサービス提供が必要な場合、専門家によるサービスが必ずしも必要でない場合、それぞれの場合に対応できる体制を整えます。

事業費(単位：千円)

訪問型サービス	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業費			1,796	4,678	4,945	5,222

#### 【現状と今後の方向性】

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、「訪問型予防給付相当サービス」に加え、身体介護を伴わない生活援助である「訪問型サービスA」、社会参加を高めるために必要な、個別の状況に応じた相談指導である「おうちでお気軽短期集中サービス」を実施しています。

しかし、住民主体によるサービスは実施していません。今後必要に応じ整備を進めていきますが、住民主体によるサービスの創設や担い手を増やしていくためにどのような働きかけや支援を行っていくかが課題です。

今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していくことが予測される中、心身の状況等が少し低下した段階で必要時、個々の状況等に合わせた適切な訪問型サービスの利用につなげることで、住み慣れた地域での自立した生活が継続できるよう支援します。それと共に、認定に至らない高齢者の増加、重症化予防を促進していきます。

#### ①訪問型予防給付相当サービス

事業対象者や要支援者で認知機能の低下や精神・知的障害、退院直後、心疾患、呼吸器疾患、がん等があるなどの専門的なサービスが必要な方を対象に実施する、訪問介護員による食事・入浴・排泄の介助等身体介護や家事援助のサービスです。

今後も専門的な支援が必要な方がこのサービスを利用することにより、在宅生活を継続できるよう支援していきます。





## ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

身体介護等を必要としない軽度な方を対象に介護予防を目的に行う食事、洗濯、掃除等の生活援助等のサービスです。

生活の中で必要なところは支援を受けながらも自分でできることは継続できるような支援を行うことにより自立した生活が継続できるよう支援していきます。

元気な高齢者がサービスを提供する側にまわることによる町内の高齢者の雇用拡大者の活躍の場にもつながるサービスとしても重要です。

## ③おうちでお気軽短期集中サービス（短期集中予防サービス）

心身の状況等により、社会参加等が困難になってきている方等を対象に、保健・医療の専門職が3～6カ月の短期間に個別の状況等に応じた相談・指導等を行うサービスです。

日常生活で支障のある家事や仕事等の生活行為の改善を目指し、社会性を高め、自立した活動的で生きがいのある日常生活を送れるよう支援します。

## (2) 通所型サービス

要支援者や事業対象者が生活機能を最大限維持、活用しながら自立した在宅生活を送れるようその状態等に応じた適切なサービスを柔軟に利用できるよう基盤整備を行います。「通所型予防給付相当サービス」と「通所型サービス A」を整備し、専門家によるサービス提供が必要な場合、専門家によるサービスが必ずしも必要でない場合、それぞれの場合に対応できる体制を整えます。

事業費(単位：千円)

通所型サービス	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業費			16,919	29,055	29,105	29,125

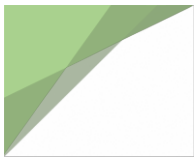
## 【現状と今後の方向性】

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、「通所型予防給付相当サービス」に加え、主に閉じこもり予防や自立支援を促す「通所型サービス A」、日常生活に支障のある生活行為を改善するため短期集中的に支援する「短期集中はつらつ教室」を実施しています。

しかし住民主体によるサービスは設定されていません。今後必要に応じ整備を進めていきますが、住民主体によるサービスの創設や担い手を増やしていくためにどのような働きかけや支援を行っていくかが課題です。

今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していくことが予測される中、心身の状態等が少し低下した段階で必要時、個々の状況等に合わせた適切な通所型サービスの利用につなげることで、住み慣れた地域での自立した生活が継続できるよう支援します。それと共に、認定に至らない高齢者の増加、重症化予防を促進していきます。





### ①通所型予防給付相当サービス

医学的観察が必要、認知機能が低下している、入浴に支援が必要、退院直後等で専門的な支援が必要な方に対する介護予防目的の入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所型のサービスです。

今後も、専門的な支援が必要な要支援者や事業対象者の方が、重症化しないで在宅生活を継続していくために欠かせない重要なサービスとなっています。

### ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

特別専門的な支援の必要がない要支援者や事業対象者の方に対する閉じこもり予防や自立支援を促す通所型のサービスです。

日常生活の活動を高め、家庭で役割を持つことや社会への参加を促すことを目的としています。

このサービス利用により、改善の見られた方がサービス終了後も自立した生活が継続できるよう支援するためどのように働きかけていくかが課題です。

### ③短期集中はつらつ教室（短期集中予防サービス）

要支援者や事業対象者のうち、家事等生活行為に支障がみられても短期集中的な支援により回復が見込まれる方に対し、保健・医療専門職により、日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別の状況に応じた集団プログラムを実施する3～6か月の短期間で行う、通所型の短期集中予防サービスです。

今後は、サービス利用すべき方が適切にサービス利用できるようにするための働きかけや、サービス利用終了後の社会参加等が継続できるような体制づくりが課題です。

### (3) その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行う事で、地域における自立した日常生活を支援する事業として取り組めるよう基盤整備に努めていきます。

#### 【現状と今後の方向性】

生活支援サービスは、見守り、買い物、配食、ゴミ出し等多様であり、既に町で実施している事業や民間等で実施されている多様なサービスが十分に活用されるよう支援します。また、地域での足りないサービスを把握するとともに、多様な担い手による生活支援サービス等が十分に提供されるよう検討し、生活支援サービスの体制整備を進めます。

### (4) 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者等の多様な生活支援のニーズに対応するために、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や町のその他の施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、サービスが適切に包括的かつ効果的に提供されるようにケアマネジメントを行います。

#### 【現状と今後の方向性】

介護予防ケアマネジメントは、高齢者が要介護状態になること及び要支援状態等になってもその悪化をできる限り防ぐために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

また、高齢者が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していきます。





## 第4章 地域連携・支え合いの体制づくり

---

本町の高齢化は福井県や全国を上回るペースで進んでおり、平成52年（2040年）には全体の約4割は高齢者となっています。特に75歳以上の高齢者は本計画期間を含めた直近では減少傾向が見られますが、将来に向かっての増加が著しいほか、高齢単身世帯、高齢者のみ世帯の割合が高く、認知症高齢者等、何らかの生活支援を求める高齢者が増えているのが特徴です。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、住民、ボランティア団体、民間企業等と協力しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、第6期計画より、地域包括ケアシステムの構築が求められましたが、第7期計画では、より深化させ、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する必要があります。

そのため、本町においても、地域包括支援センターの機能強化を図り、在宅医療と介護の連携強化、地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築を図ります。

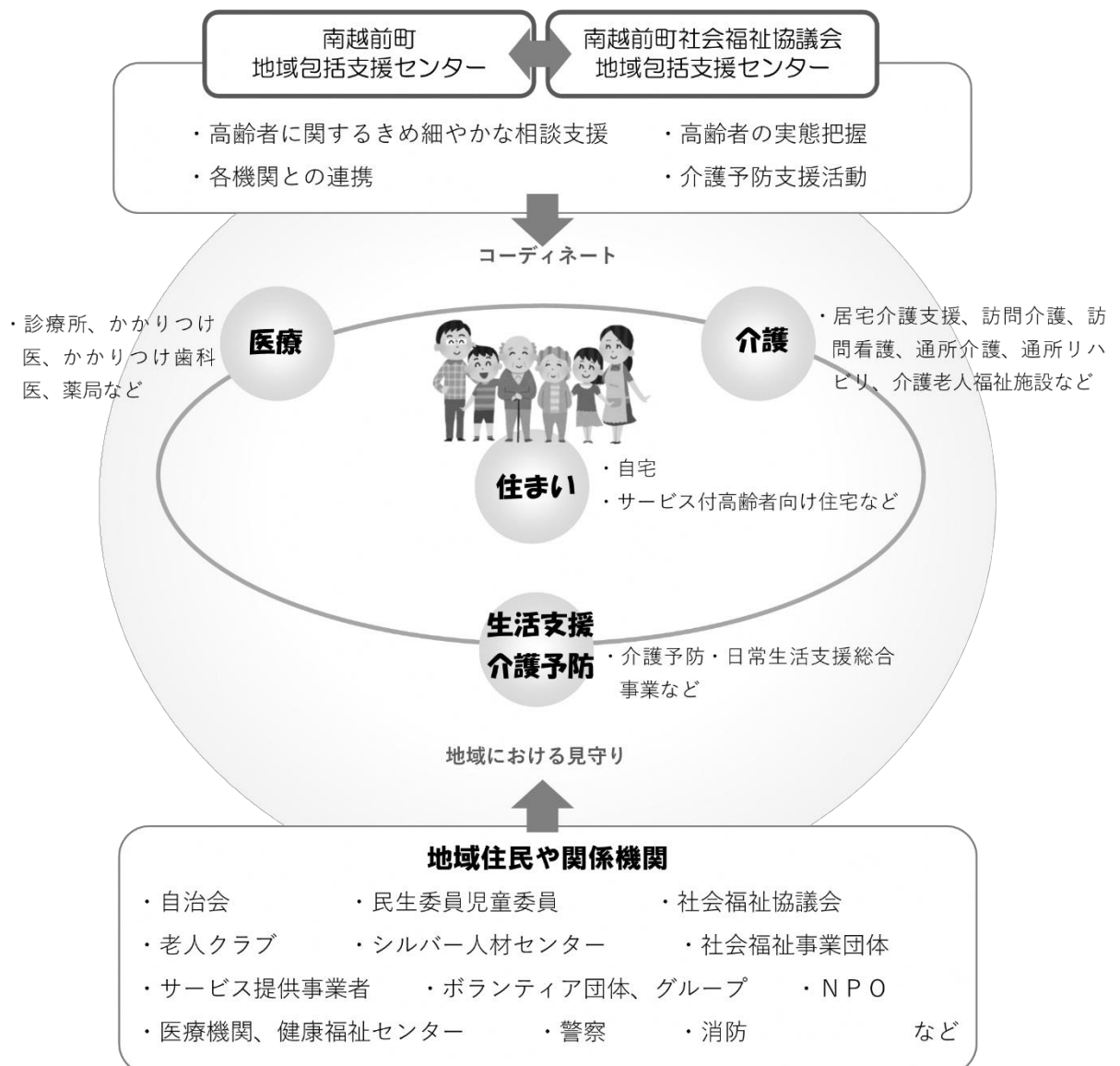
また、高齢者の日常生活上の支援体制を充実・強化するため、生活支援の担い手を育成し、地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを進めていきます。




■ 地域包括ケアシステムとは ■

- ◆ 団塊の世代の方が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

【南越前町の地域包括ケアシステムイメージ図】





---

## 1. 地域包括支援センターの機能強化

---

### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険法の基本理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継続するように支援すること」、「要介護状態となることを予防するため」の具体的な手段として、要支援1・2と認定された方に対する介護予防支援と地域支援事業の包括的支援事業における介護予防ケアマネジメントを実施しています。

#### 【現状と今後の方向性】

困りごとに関して、単にサービスを補欠する形のケアマネジメントではなく、生活機能の低下が生じている原因や背景を分析し、課題を分析した上で個々の人の興味や関心のあることを中心に目標の設定を行い、その目標達成に向けた具体的な支援内容を盛り込む目標指向型のケアマネジメントを意識し実践します。

### (2) 総合相談支援事業

高齢者が地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや必要な機関又は制度につなげる等の支援を行います。

#### 【現状と今後の方向性】

相談、訪問件数では例年ほぼ変わりなく推移していますが、以前よりも相談の内容が多岐に渡り、関係機関との連携がますます重要になってきています。今後も潜在的な支援が必要な方を把握するために、関係機関等と連携していきます。また、より多くの方に地域包括支援センターについて知ってもらえるよう、広報誌やサロン会場、文化祭等においての普及啓発を行っていきます。

### (3) 権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者などの権利侵害を防止するために、地域包括支援センターでは、成年後見制度などの事業の周知を行い、高齢者の権利擁護に努めています。

#### 【現状と今後の方向性】

例年、認知症高齢者等が虐待を受ける事例の相談があり、高齢者等の実態把握や総合相談の過程で、特に支援が必要と判断した場合や虐待が疑われる場合は、関係機関と協力・連携し早急な解決に努めます。また、高齢者等が地域で困難を抱えている場合、その判断能力・状況等を把握し、成年後見制度利用支援事業（\*1）の活用も見据えながら支援します。今後は、地域住民に限らず各種団体や町内の介護事業者等に対し、成年後見制度及び虐待防止についての研修会を実施し、制度の理解や虐待防止への意識向上、関係機関等との連携を深めます。

#### ①権利擁護事業

回数(単位:回)

権利擁護事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
関係機関等への研修実施回数	0	2	2	3	3	3

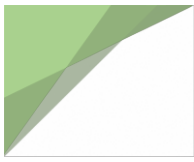
#### \*1 成年後見制度利用支援事業とは

認知症等のため判断能力が不十分な方で、家族がいないなど申立てをする親族等がいない場合、福祉的援助が必要な方については町が申立てをすることができます。その際の本人の判断能力を鑑定する費用や後見人が選定された後の報酬など、必要な経費について助成します。

#### ②高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者の虐待防止のため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図るとともに、高齢者虐待防止ネットワークの関係機関との連携強化、情報の一元化に努め、虐待の早期発見・早期対応を図ります。





#### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センターを拠点に、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携体制や必要なサービス、介護予防等についての学習会や連絡・検討会議を開催し、地域包括ケア体制の構築に努めます。

##### 【現状と今後の方向性】

平成 29 年 4 月から、新しく南越前町社会福祉協議会地域包括支援センターを設置し、2 か所の地域包括支援センターを運営しています。

現在、ケアマネ連絡会を定例会として年 10 回開催し、事例検討会や研修会、町からの情報提供等を行いながら、ケアマネジャー（介護支援専門員）への支援を実施しています。今後は、在宅のケアマネジャーだけでなく、施設のケアマネジャーやサービス提供事業者も含めて連携し、自立支援、重症化防止ができる体制の充実を図っていきます。

#### (5) 地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を実現するための手段として、地域ケア会議を開催しています。

本町の地域ケア会議では、ケアマネジメントの質の向上を目的とした多職種による個別事例を検討する地域ケア個別会議と、個別事例の課題分析より明らかになった地域に必要な取り組みを明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした地域ケア推進会議を実施しています。

##### 【現状と今後の方向性】

今後も、個別事例を検討する個別会議により、多職種からの多角的・専門的な視点からの助言を受け、高齢者の自立支援と介護予防の視点を踏まえたケアマネジメントの質の向上を推進します。

また、個別事例の課題分析の蓄積により、地域の課題が明確化され、課題解決に必要な資源開発や地域づくり等、社会基盤の整備について町全体で把握・検討し、施策反映していくため、推進会議のさらなる充実を図ります。

## 2. 在宅医療と介護の連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療及び介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となります。

そのため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

本町においては、各地域にそれぞれ医療機関が充実しており、また町直営の診療所が2か所あり、各種事業において町内の医療機関と連携しています。今後も、連携体制を更なる強固なものにしていくよう努めます。

### (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療及び介護サービス資源の情報を把握し、住民及び関係者等がその情報を活用できるよう、情報提供をしていきます。

### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

町内の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状について情報を共有し意見交換を行っています。

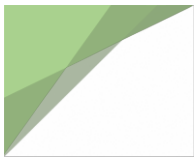
今後も在宅医療・介護連携の現状の把握に努め、地域の医療・介護関係者等が参画する会議や既存の会議を活用し、課題の抽出、対応策等の検討を行います。

### (3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

武生医師会・越前市とともに協議し、在宅での療養、緩和ケア等を希望する住民に対し身近な地域で主治医等の人材を確保するなど、地域における地域包括ケア在宅医療の推進を図るために、武生医師会がコーディネート医師を選任し、在宅医療コーディネート事業等地域包括ケア在宅医療推進事業を実施しています。

今後も、切れ目のない在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、地域の医療・介護関係者等の協力を得て、地域の実情を勘案しながら、体制の構築について検討します。





#### (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

武生医師会・越前市とともに協議し、連携シートや福井県退院支援ルール等の普及を行っています。引き続き、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

#### (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

町直営の地域包括支援センターに相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談の受付を行っています。また、患者・利用者又は家族の要望を踏まえ、退院時に、地域の医療関係者と介護関係者との連携・調整や紹介を行っています。

今後も、(3)のコーディネート医師と連携し、相談体制の充実を図っていきます。

#### (6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、武生医師会及び越前市と協働し、地域の医療・介護関係者等が参画する多職種連携会議を実施しています。会議では、地域の医療・介護関係者の顔の見える関係づくりの構築を目指し、多職種でのグループワーク等の研修や、医療と介護の連携強化のための知識の習得の研修も行っていきます。

今後も医療・介護関係者等が一堂に会しての会議及び研修を開催し、医療と介護の連携強化のための顔の見える関係づくりの熟成を目指します。

#### (7) 地域住民への普及啓発

地域住民の在宅医療・在宅介護を地域の中で広めていくために、各種団体との共催による講習会や町民が集まる各種事業において、在宅ケア普及啓発講習会を実施しています。

今後も様々な機会の中で、在宅ケアに関する普及啓発活動を行っていきます。

#### (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

町外の医療機関や介護サービス事業所を利用する町民も多いことから、広域に連携が必要なことについて、県や郡市医師会、他市町と連携し、協議します。



### 3. 生活支援サービス等の体制の整備・充実

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中、医療、介護サービスの事業者だけでなく、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員児童委員等の多様な団体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制を充実・強化し、あわせて高齢者の社会参加の推進を図ります。

#### (1) 生活支援コーディネーターの配置

地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保、関係者間の情報共有、サービス提供者との連携の体制づくり、ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者がより豊かな生活を送れるよう生活支援の体制を整備します。

町内の民間事業所を対象に、現在、実施しているサービス内容を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめて公表し、高齢者のニーズに対応できる体制を今後も継続して整備していきます。

また、各種団体等を対象に、支え合いの普及啓発を今後も継続して実施していきます。

#### (2) 協議体の設置

地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進、生活支援等サービスの体制整備に向けての企画、立案、方針策定を行う場、地域づくりにおける意識の統一を図る場、情報交換の場、働きかけの場として、定期的を開催していきます。

また、構成員が主体的に活動できるよう支援していきます。





---

## 4. 地域のネットワークの強化と生活支援の担い手の育成

---

### (1) 高齢者地域見守りネットワークの強化

高齢者等の日常生活を、民生委員児童委員や区長、サービス提供事業者、そのほか地域ふれあいサロンの参加者等、地域の住民による見守り活動や地域資源を生かしたネットワークの強化を進め、日常的に高齢者の見守りを行います。

関係機関の協力が増えてきている中、さらに今後も協力事業所を増やしていきます。

### (2) 生活支援を担う人材の確保

介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスの担い手として、元気な高齢者をはじめとした多様な人材の確保に努めます。



## 第5章 認知症高齢者への支援

---

高齢者の増加とともに認知症高齢者の大幅な増加も見込まれています。

認知症高齢者の日常生活自立度（認知度）の判定基準では、何らかの介護等を必要とする認知症状がある高齢者等（日常生活自立度Ⅱ以上）は、年齢とともに増加し、男女とも85歳以上では3割を超えています。また、アンケート結果からは、認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていくために地域で必要なことについては、「介護サービスの充実」が56.8%と最も多く、次いで「早期発見のための診断の充実」が44.1%、「地域における見守り等の支援の充実（ボランティアによる話し相手など）」が36.4%となっています。

認知症は誰もがかかりうる病気であることから、認知症に対する介護サービスの充実はもちろんのこと、町民に対する若い頃からの認知症予防の意識啓発、認知症に対する正しい理解促進を図るとともに、介護する家族の心身の負担軽減を図る取り組みを進めるなど、地域で支える仕組みづくりに努める必要があります。



# 1. 認知症の理解と知識の普及

## (1) 認知症サポーター等養成事業

地域や職域において、認知症を理解し、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成する講座を行います。

回数・人数(単位：回・人)

認知症サポーター等養成事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	1	1	5	4	4	4
受講者数	14	29	130	100	100	120

### 【現状と今後の方向性】

小学4年生を対象とした講座を開催し、若い世代への認知症への理解及びサポーター養成を行っています。また、金融機関や事業所等各種団体への講座を実施することで、より一層地域での見守りを強化します。

今後はサポーターの養成と共に、養成したサポーターの活躍の場を提供できるように体制の整備を行っていきます。

## (2) 認知症ケア対応力向上研修

町内の医療機関や介護保険施設等、サービス事業所の職員等に対して、専門医等による研修や困難事例の事例検討会を実施することで認知症に対する理解を深め、認知症の方への対応力を高め、より良いケアを提供できるようにします。

### 【現状と今後の方向性】

平成27年に開設された地域密着型施設の職員に対し、研修を実施するほか、既存の施設職員への研修も例年実施しています。今後も未実施の施設や新たな事業所等に対し研修を実施し、認知症の方への対応力向上にむけ支援していきます。

回数・人数(単位：回・人)

認知症ケア向上研修実施	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	1	2	1	2	2	3
受講者数	13	44	46	40	40	50

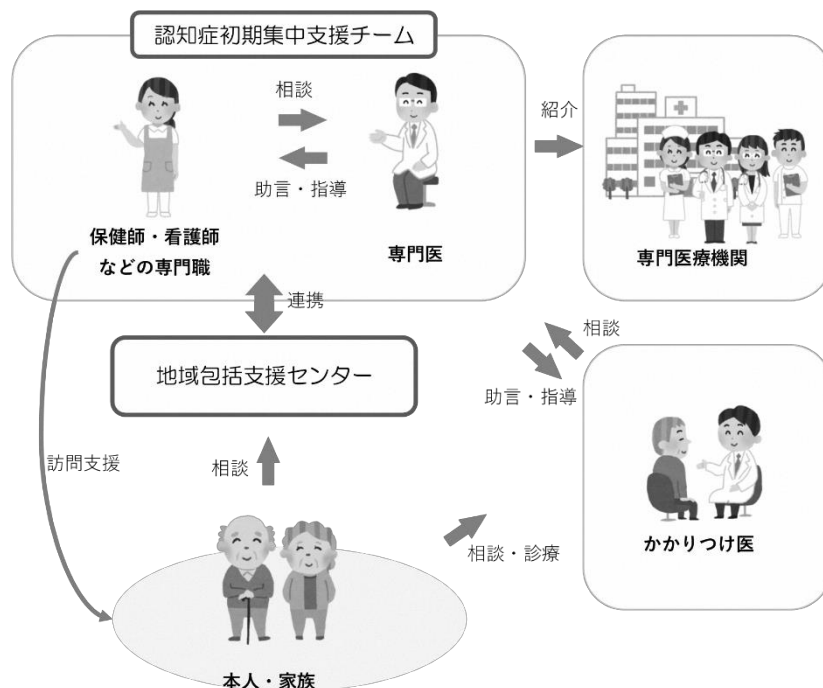
## 2. 早期発見・早期対応の体制整備

### (1) 認知症初期集中支援推進事業

#### ①認知症初期集中支援チームの設置ならびに稼働

複数の専門職が、家族等からの訴えにより、認知症と疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援等初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【認知症初期集中支援チームのイメージ図】



#### ②認知症検診の実施

福井県が推奨している「もの忘れ検診」を毎年 65 歳以上に実施してきました。今後は 3 年毎に実施されるニーズ調査に合わせ対象者全員に実施することとし、他の年度については 65 歳到達者や 2 次検診未受診者に対し実施することにより早期発見、早期対応を図ります。

人数・受診率(単位：人・%)

もの忘れ検診実施者数	第 6 期実績値			第 7 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み値)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施者数	1,982	2,069	2,115	1,000	1,000	2,200
2 次検診受診率	11.3	10.4	11.0	12.0	12.0	12.0

### 3. 家族介護者への支援充実

#### (1) 認知症介護者のつどい

在宅で認知症の方を介護する家族が集まり、互いに話し合うことで介護ストレスを軽減し在宅介護の継続を支援します。

##### 【現状と今後の方向性】

地域包括支援センターが主体となって事業を実施してきましたが、今後は町内の認知症カフェ開設事業所や、既存の介護事業所等と連携し認知症カフェや事業所での実施を推進します。また、男性介護者への支援も視野に入れた事業を展開していきます。

回数・人数(単位：回・人)

認知症家族のつどい	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	3	3	4	4	5	6
参加者数	42	46	45	50	60	70

#### (2) 介護保険施設等での在宅生活継続のための相談・支援

介護保険施設や地域密着型施設、介護事業所等が有する知識・経験・人材を活用し、在宅で生活する認知症の方とその家族に対して効果的な介護の方法など専門的な相談支援等の実施に向け、介護保険施設や地域密着型施設、介護事業所等と連携し事業を推進します。

#### (3) 高齢者徘徊SOSネットワーク

認知症になっても地域で安心して暮らしていけるように、地域包括支援センター、医療機関、サービス提供事業者、警察、公共交通機関等と連携したネットワークの構築を行います。

##### 【現状と今後の方向性】

民生委員児童委員、民間事業者、医療機関、警察、公共交通機関等と連携しネットワークの構築と行方不明時に迅速に対応できる体制を整えます。また、協力機関の拡大を図るとともに、事前登録者及び検索時の協力者を増やしていき、高齢者や家族が安心して暮らしていけるよう努めます。

## 第6章 高齢者の生活を支える介護保険サービスの充実

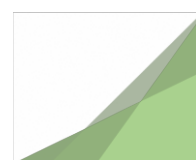
---

高齢化が進展し、高齢者人口がますます増加するにつれ、何らかの介護を必要とする方も増加しつつあります。

本町においても、介護給付費は年々増加傾向にあります。平成 27 年度から小規模多機能型居宅介護（25 人登録）、認知症対応型共同生活介護（18 床）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（29 床）のサービスの提供が開始したことにより、地域密着型サービスが大きく増加しています。また、在宅サービスと施設サービスの利用者についてみると、施設サービスの依存率が非常に高く、平成 29 年 8 月末現在、第 1 号被保険者の一人当たりの給付費が、県内で 1 番となっています。

ニーズ調査の結果を見ると、多くの高齢者は「人生の最期は自宅で過ごしたい」と考えています。そのため、たとえ高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう介護保険サービスの充実に努める必要があります。

地域密着型サービスは、原則として町に在住する要支援・要介護認定者のみが利用できるサービスであるため、地域の利用ニーズを踏まえながら、提供体制の確保に努める必要があります。



# 1. 介護保険サービスの充実

## (1) 居宅介護サービス

### ①訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護（ホームヘルプサービス）は、ホームヘルパーが介護を受ける方の居宅を訪問し、排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等を行い、利用者が可能な限り居宅で自立した生活を送ることができるよう支援するサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	20,228	21,249	20,990	21,195	22,480	24,552	26,490
	回数	625.4	631.3	615.8	624.7	659.5	715.4	763.3
	人数	39	39	43	43	45	48	51
予防給付	給付費	3,167	3,933	2,356				
	人数	14	17	11				

#### 【現状と今後の方向性】

要介護者を対象としたサービスは、年によって多少の変動が見られます。今後、在宅の要介護者が少しずつ増加することが見込まれるため、利用者のニーズの多様化に対応できるよう、訪問介護員の確保を含めた供給体制の整備・充実を図っていきます。

要支援者を対象としたサービスは、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

### ②訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者等の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスです。比較的要介護度の高い方の利用が見込まれます。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	916	136	0	176	176	176	176
	回数	7	1	0	1.3	1.3	1.3	1.3
	人数	2	0	0	1	1	1	1
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

【現状と今後の方向性】

利用実績は近年減少しています。減少理由としては、入浴で介助が必要な場合、通所系サービス利用の際に入浴サービスを受けていることが多くなっていると考えられます。また、町内に事業所がないため、今後も利用者の大幅な増加は見込まれず、利用ニーズに適した提供に努めます。

③訪問看護

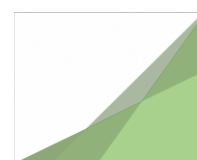
訪問看護は、在宅で利用者の日々の状態観察、処置や管理がメインとなる専門性の高い医療的なサービスです。主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問して、利用者の状態に応じて適切な医療サービスを提供します。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	19,126	14,254	16,287	17,127	18,361	19,127	20,851
	回数	447.6	330.0	339.5	378.5	404.8	424.2	459.3
	人数	52	46	47	48	51	53	57
予防給付	給付費	3,287	2,381	2,807	2,234	2,542	2,710	2,710
	回数	81.0	64.8	72.1	61.6	70.1	74.7	74.7
	人数	15	12	10	10	11	12	12

【現状と今後の方向性】

医療的ケアを必要とする高齢者が在宅で生活するためには、専門的サービスの提供体制を確保する必要があります。今後、医療ニーズの高い認定者が増えることも想定し、医療機関との連携を密にしながら供給に努めます。





#### ④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院や診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が対象者の居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復と日常生活の自立援助を図ることを目的として、必要とされる専門的支援を行うサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来推計値
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	給付費	9,062	8,182	10,908	9,591	10,236	10,919	11,559
	回数	266.9	243.4	305.2	278.3	297.6	317.3	336.6
	人数	28	26	31	29	31	33	35
予防給付	給付費	6,158	4,837	4,577	4,996	4,998	4,998	4,998
	回数	186.0	146.1	134.6	149.6	149.6	149.6	149.6
	人数	21	16	15	16	16	16	16

#### 【現状と今後の方向性】

対象者が自立して生活ができるよう、心身の機能の維持・回復のために、在宅でリハビリテーションを受けることは、今後も安定的に需要があると見込まれるため、継続して提供できるよう努めます。

#### ⑤居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、主治医の指示により、病院・診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が、要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。通院が困難な方が居宅での生活を継続する上で、重要な役割を果たしています。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来推計値
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	給付費	3,666	3,672	4,109	4,028	4,210	4,465	4,921
	人数	50	48	57	49	51	54	60
予防給付	給付費	1,154	1,039	762	847	925	925	925
	人数	13	12	9	10	11	11	11

#### 【現状と今後の方向性】

居宅療養管理指導は、今後も継続して利用が見込まれるため、医療機関と連携して体制の確保に努めます。



## ⑥通所介護（デイサービス）

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等で、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	132,528	80,242	67,349	69,311	73,691	76,741	81,318
	回数	1,438	933	780	769.5	811.6	844.1	883.8
	人数	140	87	69	72	76	79	83
予防給付	給付費	17,313	14,434	9,634				
	人数	56	49	35				

## 【現状と今後の方向性】

制度改正に伴い、平成28年度から町内にある2事業所が、地域密着型通所介護へ移行したため大きく減少しています。また、平成29年度に、町内にある1事業所が、定員変更により地域密着型通所介護へ移行したためさらに減少しています。

居宅介護サービスの中では、特に、利用人数や利用回数が多く需要が高く、今後も継続して需要があると考えられるため、一層の充実を図ります。

要支援者を対象としたサービスは、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。

## ⑦通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、病状が安定期にある要介護者等が、介護老人保健施設等に通い、心身の機能の維持・回復と日常生活の自立を図るために、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることができるサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	54,000	57,651	63,315	60,130	62,633	66,743	73,145
	回数	497.1	563.8	597.0	577.0	596.4	632.4	677.5
	人数	57	65	68	66	68	72	77
予防給付	給付費	9,315	7,438	5,306	7,702	7,705	7,705	7,705
	人数	25	20	15	19	19	19	19





**【現状と今後の方向性】**

通所リハビリテーションは居宅サービスの中では、通所介護（デイサービス）と共に利用人数や利用回数が多く、年々増加傾向にあります。心身の機能の維持・回復のため、今後予測される需要増加に対応できるよう、継続して供給体制を確保し、内容の充実を図ります。

**⑧短期入所生活介護**

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の福祉系の施設へ短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

給付費・日数・人数（単位：千円・日・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	29,888	32,937	32,933	34,535	37,368	38,734	46,863
	日数	333.3	360.1	460.5	376.0	406.0	419.0	502.2
	人数	37	40	37	38	41	42	49
予防給付	給付費	137	43	19	0	0	0	0
	日数	1.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

**【現状と今後の方向性】**

在宅介護を行っている家族の介護への身体的・精神的負担を軽減する面からも重要なサービスです。増加する需要に対応していくための体制構築等の支援を図ります。

**⑨短期入所療養介護**

短期入所療養介護とは、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の医療系の施設に短期間入所し、看護・医学的管理下において、介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。

給付費・日数・人数（単位：千円・日・人/月）

短期入所療養介護 ＜老健＞		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	26,449	26,947	20,928	26,565	27,421	27,217	41,082
	日数	218.0	226.9	197.6	217.0	223.0	224.0	332.5
	人数	22	23	22	24	24	24	34
予防給付	給付費	578	375	386	203	203	203	203
	日数	5.8	3.4	2.6	1.9	1.9	1.9	1.9
	人数	2	1	1	1	1	1	1

給付費・日数・人数（単位：千円・日・人/月）

短期入所療養介護 ＜病院等＞		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	2,401	1,484	871	948	948	948	1,739
	日数	19.8	11.3	9.1	7.9	7.9	7.9	13.1
	人数	3	2	2	2	2	2	3
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

【現状と今後の方向性】

医学的管理が必要な利用者については、今後も継続して利用があると考えられるため、より身近で利用しやすいサービスとして、提供を促進します。

⑩特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の特定施設の入所者が、その施設内において介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上又は療養上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	14,558	8,824	9,590	10,810	10,815	10,815	10,815
	人数	7	4	5	5	5	5	5
予防給付	給付費	2,428	1,907	1,811	2,169	2,170	2,170	2,170
	人数	3	2	2	2	2	2	2





### 【現状と今後の方向性】

町内に事業所はありませんが、利用者や家族のニーズを踏まえ、引き続き安定したサービスが利用できるように努めます。

### ⑪福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため介護用ベッド（特殊寝台）や車いす等を貸与するサービスです。利用者の心身の状況や希望と環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等が必要です。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	18,935	19,038	21,160	19,977	20,756	21,961	24,497
	人数	122	130	150	133	138	145	155
予防給付	給付費	3,229	3,236	2,921	3,007	3,081	3,138	3,211
	人数	46	48	48	44	45	46	47

### 【現状と今後の方向性】

在宅生活を送る上で、福祉用具は重要な役割を担っているサービスであるため、今後も継続した利用が見込まれます。

今後、適正化による給付費の削減を検討していく必要があります。

### ⑫特定福祉用具購入費の支給

特定福祉用具購入費の支給は、入浴や排せつに用いる貸与になじまない特定福祉用具を購入したとき、日常生活の自立を助けるために必要と認められた場合に、購入費の9割又は8割（年間の上限あり）を支給するサービスです。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	756	693	1,056	1,437	1,437	1,437	1,374
	人数	3	3	3	5	5	5	5
予防給付	給付費	162	238	210	408	408	408	408
	人数	1	1	1	2	2	2	2

## 【現状と今後の方向性】

日常生活の自立を助けるために必要な排せつと入浴に関連したサービスであるため、今後も継続した需要の見込みが必要です。

## ⑬住宅改修費の支給

住宅改修費の支給は、認定者が居宅における生活上の障壁を軽減するため、手すりの取り付け、段差解消等の対象となる住宅改修を行う場合に、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、一部費用を給付するサービスです。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来推計値
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	給付費	2,047	1,177	2,336	2,299	2,299	2,299	2,299
	人数	2	1	2	2	2	2	2
予防給付	給付費	1,244	747	876	1,007	1,007	1,007	1,007
	人数	1	1	1	1	1	1	1

## 【現状と今後の方向性】

利用者はそれほど多くはありませんが、在宅生活における高齢者の自立支援や介護者の負担を軽減するために重要なサービスであるため、今後も継続して実施します。

## ⑭居宅介護支援・介護予防支援

在宅の要介護者等が、居宅サービスや地域密着型サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業所に属するケアマネジャー（介護支援専門員）が相談に応じたり、アドバイスを行ったりします。また、居宅サービス事業者との連絡調整やケアプラン（介護サービス計画）を作成するほか、必要に応じて介護保険施設への紹介などを行います。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来推計値
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付	給付費	36,542	36,129	37,244	37,734	39,429	41,040	43,638
	人数	242	240	248	249	259	269	283
予防給付	給付費	6,111	5,490	4,285	3,997	3,999	3,999	3,999
	人数	116	104	84	74	74	74	74





**【現状と今後の方向性】**

介護給付については、利用者はほぼ横ばい状態ですが、第7期計画中には、在宅サービスの充実による増加が見込まれます。予防給付については、介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、減少傾向となっています。今後も地域包括支援センターの機能を生かした適切な支援体制づくりに努めます。

**(2) 地域密着型サービス**

地域密着型サービスは、原則として町に在住する要支援・要介護認定者のみが利用できるサービスであるため、地域の利用ニーズを踏まえながら、提供体制の確保に努める必要があります。「小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護」は、国が、在宅生活を進めるうえで、推進しているサービスの一つでもあり、「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を利用しながら、自宅での生活が継続できるようになるので、高齢者の「在宅生活」を支える、大きな力となります。利用希望も多く、利用者の増加に対応するため、平成32年度（第7期計画の最終年度）に新たに1事業所の25人で新規指定を予定し、ニーズに対応することとしました。

**【地域密着型サービスの利用定員】**

(単位：人)

	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
地域密着型通所介護		34	49	49	49	49
(介護予防)認知症対応型通所介護						
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	25	25	25	25	25	50
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	36	36	36	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29	29	29	29
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)						

## ①認知症対応型通所介護

比較的ADL（日常生活動作能力）の自立している認知症の方が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を過ごせるよう、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	851	860	670	710	711	711	711
	回数	6.7	13.7	5.8	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数	1	1	1	2	2	2	2
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

## 【現状と今後の方向性】

現在、町内に事業所がありませんが、近隣市町の事業所での利用がみられます。認知症高齢者対策として必要なサービスであるため、認知症高齢者への専門的な対応ができるよう、状況を把握しながら長期的な視点で体制整備について検討を進めます。

## ②小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心として、利用者の状況や希望に応じて、随時「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	17,988	37,563	38,069	42,342	42,361	76,907	92,969
	人数	10	21	21	22	22	41	48
予防給付	給付費	1,201	2,469	2,850	2,527	2,528	1,548	1,548
	人数	2	3	4	3	3	2	2







### 【現状と今後の方向性】

平成 27 年度に、1 事業所（25 人登録）で、サービスの提供が開始されました。国が、在宅生活を進めるうえで、推進しているサービスの一つでもあり、「通い」を中心として、「訪問」や「泊まり」を利用しながら、自宅での生活が継続できるようになるので、高齢者の「在宅生活」を支える、大きな力となります。利用希望も多く、利用者の増加に対応するため、平成 32 年度より新たに 1 事業所の新規指定を予定し、ニーズに対応することとしました。

サービスの拡大により、短期入所生活介護、短期入所療養介護、ケアマネジャー（介護支援専門員）の不足についても、あわせて緩和されることが期待できます。

現在、比較的、介護度の低い利用者が多くなっていますが、事業所の安定的な経営、適正なサービスの提供の視点から、要介護者を中心としたサービスの利用へ移行するよう働きかけを行っていきます。

### ③認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等が、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスが受けられます。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第 6 期実績値			第 7 期計画値			将来推計値
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み値)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付	給付費	66,833	95,356	98,909	107,341	107,389	107,389	107,389
	人数	25	35	36	36	36	36	36
予防給付	給付費	0	819	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0

### 【現状と今後の方向性】

平成 27 年度より新たに新規事業者が参入し、今庄地域で 1 事業所、河野地域で 1 事業所、合計 2 事業所（36 床）で、サービスを提供しています。第 7 期計画中については、後期高齢者の減少が見込まれること、新たに小規模多機能型居宅介護を整備することなどから、現状を維持していきますが、今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、ニーズを把握しながら、平成 37 年を見据え、長期的な視点で、安定的な供給体制の確保を図っていきます。



## ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	31,456	69,805	90,052	92,149	92,190	92,190	92,190
	人数	12	24	29	29	29	29	29

## 【現状と今後の方向性】

平成 27 年度より新規事業者によるサービス提供が開始され、1 事業所（29 床）でサービスを提供しています。サービス提供開始後、利用者は年々増加し、現在は、満床状態となっています。

今後は、中・重度の要介護者の支えとなるよう適切なサービス提供に努めます。

## ⑤地域密着型通所介護

定員 18 名以下の小規模な施設等で、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

給付費・回数・人数（単位：千円・回・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費		49,580	61,133	64,939	64,968	64,968	66,747
	回数		581.4	702.1	688.6	688.6	688.6	705.8
	人数		59	80	81	81	81	83

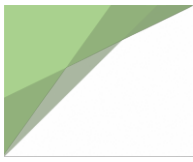
## 【現状と今後の方向性】

現在、町内 3 事業所、町外事業所でサービスを提供しています。制度改正に伴い、平成 28 年度から町内にある 2 事業所が、通所介護より移行したため大きく増加しています。また、平成 29 年度に、町内にある 1 事業所が、定員変更により通所介護から移行したため、さらに増加しています。

町内にある 2 事業所については、定員に近い利用となっているため、今後、大きな伸びは見込めませんが、居宅介護サービスの中では、通所介護とともに、利用人数や利用回数が多く、需要が高いため、今後も継続して需要があると考えられます。

今後、通所介護と併せて、定員の変更などを事業所と協議するなど、利用者の増加に対応したサービスの提供体制の整備を図っていきます。





## ⑥夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問や通報により、24 時間訪問介護が受けられるサービスで、主に要介護3以上の要介護者が対象となります。

### 【現状と今後の方向性】

現在、町内に事業所はなく、サービスは行われていません。今後も新規参入の予定はありませんが、長期的な視点に立ち、サービスの必要性について継続的な検討を行います。

## ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームです。入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言等日常生活上の世話や、機能訓練等を行うサービスが受けられます。

### 【現状と今後の方向性】

現在、町内に事業所はなく、サービスは行われていません。今後も新規参入の予定はありませんが、長期的な視点に立ち、サービスの必要性について継続的な検討を行います。

## ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行うサービスです。

### 【現状と今後の方向性】

現在、町内に事業所はなく、サービスは行われていません。今後も新規参入の予定はありませんが、長期的な視点に立ち、サービスの必要性について継続的な検討を行います。

## ⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

### 【現状と今後の方向性】

現在、町内に事業所はなく、サービスは行われていません。今後も新規参入の予定はありませんが、長期的な視点に立ち、サービスの必要性について継続的な検討を行います。

## (3) 施設サービス

## ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な方のための施設です。日常生活上の介護、機能訓練・健康管理・療養上の世話を行うことを目的とした施設です。新規の入所者は原則要介護度3以上に限定されています。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	241,771	219,234	220,340	229,162	229,264	229,264	229,264
	人数	84	80	79	79	79	79	79

## 【現状と今後の方向性】

第7期計画中は、後期高齢者の減少が見込まれますので、大きな変動はなく、今後もほぼ継続した利用が見込まれます。

## ②介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、病状が安定期にあり、一定期間の入所の後、在宅への復帰を目指すため、医師による医学的管理の下において看護・介護を提供する施設です。作業療法士や理学療法士等による機能訓練、栄養管理・食事・入浴、その他日常生活上の介護を身近に受けることができます。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	321,727	317,873	320,317	325,457	325,602	325,602	325,602
	人数	104	104	106	106	106	106	106





**【現状と今後の方向性】**

利用者は、ほぼ横ばい状態となっています。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に検討し、退所時には本人や家族に適切な指導、退所後には主治医や居宅介護支援事業所等との連携に努めています。

今後も利用者が家族とともに可能な限り在宅で暮らせるよう、体制を整備します。

**③介護療養型医療施設**

介護療養型医療施設とは、症状が安定しているものの長期療養を必要としている方に対し、看護・医学的管理下で介護や必要な医療、機能訓練を行う施設です。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費	11,784	24,847	21,795	26,237	26,249	26,249	
	人数	3	6	7	7	7	7	

**【現状と今後の方向性】**

利用の増加がみられます。病院等からの退院後に在宅での生活が困難な場合の受け皿としても利用されています。今後、国において廃止になった際は、利用者が他のサービス利用へ円滑に移行できるよう努めます。

**④介護医療院**

介護医療院は、介護療養型医療施設の受け皿となる、新しい介護保険施設です。「生活の場としての機能」を兼ね備えており、日常的に長期ケアが必要な要介護者を受け入れる、ターミナルケアや看取りも対応している、という特徴があります。

給付費・人数（単位：千円・人/月）

		第6期実績値			第7期計画値			将来 推計値
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護給付	給付費				0	0	0	26,249
	人数				0	0	0	7

**【現状と今後の方向性】**

新規施設のため、本計画内での開設は今のところ予定がありません。介護療養型医療施設の受け皿として今後整備を進めていきます。

## 2. 介護保険事業の適正な運営

高齢者のニーズを把握し、真に必要なサービスを提供できる体制を整えるとともに、介護保険制度が高齢者にとって身近な制度となるよう、相談体制づくりや制度周知を進め、サービスが必要となった場合にその入口となる要介護（要支援）認定が円滑かつ適正に実施されるように取り組んでいきます。また、介護が必要となった場合に介護保険サービスが適切に提供されるように事業の運営を行っていきます。

### （1）住民ニーズの把握

真に必要なサービスを提供できる体制を整えるため、各種アンケート調査等を実施し、高齢者のニーズを把握・分析するよう努めます。

また、ニーズの発見、サービスの提供・改善等を円滑に行うために、民生委員児童委員協議会をはじめ、老人クラブ連合会等、各種会合での情報共有に努めるとともに、ニーズが施策に反映できる体制を整備していきます。

### （2）制度周知等の充実

介護保険をはじめとする各種サービスの適切な利用を促進するため、広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用した制度周知に取り組んでいきます。今後も、介護保険制度の適正な運用が図られるよう、制度の見直しの内容等について周知徹底を図ります。

また、介護保険をはじめとする各種高齢者サービスを自ら適切に選択できるよう、各種サービスや事業者等に関する情報を幅広く提供できるよう努めます。





### (3) 適切な要支援・要介護認定の実施

#### ①認定調査体制の充実

認定調査事務の実施について、調査の適正性を確保するため、適宜その内容を検証します。また、介護認定審査会において適切に審査判定できるよう、認定調査の特記事項では、高齢者一人ひとりの状態を正確に記載するよう努めます。

認定調査員の資質の向上を図るため、県とも連携して定期的な研修の機会を設けるなど、関係機関等の連携のもとに研修体制を充実していきます。さらに、認定調査員は被保険者と対等な関係にあることを自覚し、人権を尊重するとともに、被保険者の秘密保持、要介護認定等の業務の公平性の確保の観点から「守秘義務」の誠実な履行を求めるとともに、その意識啓発に取り組みます。

#### ■認定調査の実施主体

区 分	実施主体
新規と区分変更の場合	・市町村
更新の場合	・市町村      ・委託事業所

#### ②介護認定審査体制の充実

介護認定審査会は、公平・公正な認定を行うための重要な役割を担っています。専門性が求められることから、保健・医療・福祉の専門家により組織することとされており、適切な認定が行えるよう認定審査体制の確保・充実に努めます。

また、認定の公平・公正性の確保と迅速な対応が図られるよう、関係機関の連携のもとに介護認定審査会委員の研修の充実に努めます。

介護認定審査会における審査・判定業務を迅速に行うため、主治医意見書の円滑な入手について、県と連携して関係機関に働きかけます。

#### (4) 介護保険サービスの質の向上

##### ① サービス従事者の質的向上の推進

サービス従事者は、介護技術の発達等による様々な新しい知識や技術の習得に常に努める必要があります。制度改正に係る新しい情報等を事業所へ提供し、ケアマネ連絡会等各事業所の従事者が制度の正しい認識をもてるよう研修等を実施します。また、専門家を派遣するなど各事業所における研修会の充実・支援に努めます。

##### ② 介護保険サービス等関係機関の連携強化

介護保険サービスの質の向上に向け、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者による情報交換の機会を整備・拡大するなど、行政と事業者、あるいは事業者同士の連携強化を図ります。また、保健・医療・福祉・介護の分野をまたぐ連携を強化し、良質で適切なサービスの提供に努めます。

##### ③ 苦情処理体制の充実

「利用者本位のサービス提供」ができる体制を構築するため、介護サービスに対する苦情、要介護認定に対する不服等について、町の保健福祉課、さらに、身近な相談窓口であるケアマネジャー（介護支援専門員）や民生委員児童委員、地域包括支援センターを活用し、必要に応じて適切な調査や指導、助言を行っていきます。サービス提供事業者による苦情処理体制の構築についても支援し、介護保険サービスの質の向上に努めます。

また、窓口となる保健・医療・福祉の各機関、地域包括支援センター、地域の民生委員児童委員、ボランティアなどとの連携を図り、情報の収集や管理に努めます。

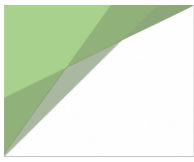
##### ④ 地域密着型サービス等の指定及び指導管理

地域密着型サービスは、町がサービス提供事業者を指定し、住民のみが利用できるサービスです。地域の状況を総合的に判断し、地域の実情に則したサービスの提供が必要です。住民や学識経験者等の幅広い意見を取り入れサービス量を決定し、適切で良質なサービスを提供できる事業所を指定・更新するよう努めます。

地域密着型サービス提供事業者に対しては、地域に身近な保険者としての機能を生かして、定期的に指導・検査を実施し、良質なサービス提供の確保に努めます。







## (5) 給付の適正化

利用者に適切な介護サービスを提供することにより介護給付の適正化を図ることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することに繋がり、持続可能な制度の運営が実現されることにもなります。

要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知の主要5事業を中心に、給付の適正化に努めます。

### ① 要介護認定の適正化

要介護状態区分は、支給限度額や利用料、利用できるサービス内容に大きく影響します。調査の適正性を確保するため、調査員研修を実施し調査員の資質の向上を図るとともに、介護認定審査会において、調査票の記載内容を点検します。また、全国自治体の調査、審査結果の分析データとの比較を行い、全国平均から大きく乖離している要介護度別認定率についてはその原因を分析し、本町の課題抽出や、認定調査及び審査の妥当性の検証につなげます。

また、変更申請については、基本的に町の調査員が実施することとし、委託で実施している更新申請についても、一部、町の調査員が実施するなど認定調査の適正化に努めます。

介護保険サービスの利用意図がない新規の要介護認定申請者や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる軽度の方については、本人の状況等を確認しながら介護保険制度への理解を求めることにより申請の適正化を図ります。

### ② ケアマネジメントの適正化

ケアマネ連絡会において、事例検討会やアセスメントの視点を高めるための研修会等を実施するとともに、地域ケア会議個別会議等においては、多職種からの多角的・専門的な視点からの助言を受けることにより、ケアマネジャー（介護支援専門員）の質の向上を図ります。また、「ケアプラン点検支援マニュアル」や、その簡易版である「ケアプランチェックリスト」により、ケアプランの点検を実施し、自立支援に向けたケアプランの作成による給付の適正化に努めます。



### ③住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与等の点検

住宅改修や福祉用具の購入については、書類審査で疑義がある場合については、担当ケアマネジャー（介護支援専門員）や事業者に問合せを実施しており、引続き全件、書類審査を実施していきます。今後は、改修費用が高額なものやケアマネジャー（介護支援専門員）が関わっていないものについては訪問等による実態調査も実施し給付の適正化に努めます。

軽度者に対する福祉用具貸与については、今までと同様、貸与が適正かどうかについて書面での確認を継続して実施し、価格の妥当性についても国や県から示される情報提供をもとに検討していきます。

### ④医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの情報等を活用した医療情報との突合や縦覧点検表の点検を今後も継続して実施します。

### ⑤介護給付費通知

年に4回、介護給付費通を送付していますが、今後も継続して実施します。

介護給付費通知の際の掲載項目や説明文等の例示等を通じて、利用サービスに対する理解促進及び介護報酬請求の適正化を図ります。

### ⑥給付実績の活用

介護給付適正化システムから出力される給付実績データを活用した点検についてできる範囲で実施していきます。給付実績から、町の課題等を分析しその解決に努めます。





## 第7章 生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

---

これからのまちづくりは、高齢者、自らが、生きがいをもって、自分らしく暮らしていくことが大切であり、高齢者や障害者をはじめ、すべての住民が安心して暮らせるようなまちづくりが必要になります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民との連携のもと、住民同士が支え合いながら暮らす地域社会づくりを進めていく必要があります。

交流と生きがいづくりを推進するため、敬老会や高齢者保養事業など、高齢者が集まる場所を提供していくとともに、高齢者の自発的な活動の場を確保するため、引き続き、老人クラブの活動を支援します。さらに、スポーツ大会の開催やスポーツ施設の優待制度などにより、外出の機会を広げ、あわせて健康づくりを推進します。また、高齢者がより安全で、快適に在宅生活が継続できるよう、緊急通報装置の貸与など高齢者福祉施策を継続して実施します。

## 1. 交流と生きがいづくり支援

### ①老人クラブ活動援助事業

町老人クラブの活動に対して補助金を支給します。

事業費・人数(単位：千円・人)

老人クラブ 活動援助事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	2,509	2,477	2,455	2,509	2,509	2,509
人数	1,881	1,824	1,786	1,881	1,881	1,881

#### 【現状と今後の方向性】

老人クラブの会員は年々減少しており、補助金は微減となっています。全国的に老人クラブへの入会促進が大きな課題となっています。高齢者施策において、老人クラブは大きな役割を担っており、また健康で活発なクラブの活動を支援することは、増加し続ける高齢者の介護予防につながるため、今後も継続して支援します。

### ②高齢者保養事業

老人クラブが行う町内温泉施設を活用した地域内交流の促進を目的とする保養事業に対し、その費用を助成します。対象者は、老人クラブ会員を含む当該年12月末までに満65歳以上に到達する方です。老人クラブの加入促進と活動の活性化が期待される一方で、年々参加者が減少しているため、より魅力的な事業内容について検討する必要があります。

事業費・人数(単位：千円・人)

高齢者保養事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	2,463	2,374	2,271	2,400	2,400	2,400
人数	1,026	989	946	1,000	1,000	1,000

#### 【現状と今後の方向性】

老人クラブが行う保養事業について、参加者は各年とも1,000人前後となっています。老人クラブの自主運営による、集落単位での開催であり、地域内交流に役立っています。より地域での密接な交流が望めるため、今後も地域特性を生かした内容の充実を目指します。





### ③敬老会事業

75 歳以上の高齢者を対象に、長寿のお祝いと高齢者間の親睦を深めるために地域ごとに敬老会を開催します。

#### 【現状と今後の方向性】

地域ごとの敬老会の実施は、高齢化に伴い対象者が増加する一方で、参加者は年々減少しています。高齢者の身体状況を考慮し、対象者の年齢や会の内容等を見直すことが求められるため、3地域の特性も踏まえながら検討していきます。

### ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業です。閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけづくりと体力増進を目的に、ペタンク、グラウンドゴルフ、マレットゴルフ、ワナゲなどのニュースポーツの講習会や大会を開催し、交流と健康づくりを推進します。

#### 【現状と今後の方向性】

今後も継続して楽しみながら健康づくりができ、より多くの方に参加してもらえるようなスポーツ大会を老人クラブ等の協力のもと開催していきます。

### ⑤ウォーターランド入館優待事業

在宅の高齢者を対象に、ウォーターランド南条の利用促進によって高齢者の外出の機会を広げるとともに、運動機能維持向上と健康増進を目的に、その入館料を一人当たり月4回助成します。

事業費・人数(単位：千円・人)

ウォーターランド 入館優待事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	1,203	1,195	1,185	1,200	1,200	1,200
人数(延べ)	4,812	4,779	4,740	4,800	4,800	4,800

#### 【現状と今後の方向性】

入館料の助成を行い、高齢者が運動することを促進しています。身体機能維持の面からも効果があると考えられます。利用者が横ばいではありますが、今後も継続して実施します。

## 2. 各種高齢者施策の実施

### ①緊急通報装置貸与事業

在宅の一人暮らし高齢者を対象に、電話接続型の緊急通報装置を無償にて貸与し、急病や災害時等の緊急通報手段を確保して非常事態への迅速かつ適切な対応を図ります。

また、看護師等が24時間対応するコールセンターを活用し、利用者に対する月2回の「お元気コール」による安否確認と在宅生活における問題点の早期発見に努めます。

事業費・人数(単位：千円・人)

緊急通報装置貸与事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業費	1,559	1,348	1,439	1,439	1,439	1,439
人数	35	36	37	37	37	37

#### 【現状と今後の方向性】

人感センサーに反応がない場合は即時役場に連絡が入り、安否確認を実施するようにしています。今後も民生委員児童委員等の協力のもと、継続して対象者の安否確認に努めます。

### ②寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等を対象に、健康で衛生的な在宅生活ができるよう支援することを目的に、布団等の丸洗いを年2回実施します。

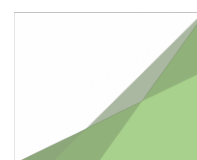
#### 【対象者の範囲】

- ・65歳以上の一人暮らし高齢者で援護が必要な方
- ・65歳以上の在宅寝たきりの方（要介護4または5）
- ・80歳以上の高齢者のみ世帯で要介護1以上の方がいる高齢者のみ世帯
- ・65歳以上の在宅の身体障害者手帳1級、療育手帳A1など

※一部利用者負担があります。(掛布団・敷布団1枚につき100円 毛布1枚につき50円)

事業費・人数(単位：千円・人)

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み値)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業費	447	391	388	388	388	388
人数	141	111	111	111	111	111





### 【現状と今後の方向性】

在宅で寝たきりの高齢者や一人暮らしで寝具の管理が難しい高齢者など、真にサービスを必要とする対象者の把握を、民生委員児童委員の協力のもと実施しています。寝具の管理が困難な対象者に対して衛生的な生活が継続できるよう支援を続けます。

### ③外出支援サービス事業

腎臓機能障害による人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院までリフト車で送迎します。対象者は透析を受けている概ね 65 歳以上の高齢者（下肢不自由者は概ね 60 歳以上）、両下肢・体幹または移動機能の障害が 1 級、2 級の方で、その機能回復のために定期的に通院が必要な方です。この事業はシルバー人材センターに委託して実施しています。

事業費・人数(単位：千円・人)

外出支援 サービス事業	第 6 期実績値			第 7 期計画値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み値)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業費	4,684	4,029	4,422	4,422	4,422	4,422
人数	8	7	7	7	7	7

### 【現状と今後の方向性】

透析の通院・送迎のため、利用者は限られていますが、シルバー人材センターの協力のもと実施しています。生命の安全に関わるものであり、在宅での生活を継続するため、今後は対象者についても検討しながら実施していきます。

### ④軽度生活援助事業（雪下ろし、除雪）

在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、冬期間の在宅生活の安全の確保と安心した自立生活の継続を目的として、第三者等に依頼して、居住している住宅の雪下ろし、除雪を行った場合、支援金を支給します。

#### 【対象者の範囲】

住民税非課税世帯であって、かつ、県内に子どもが居住していない方で自力での雪下ろしが困難と認められる下記の世帯です。

- ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯
- ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・ 一人暮らしの身体障害者世帯

※支援金の支給額は、雪下ろしに従事した作業員 1 時間あたり 1 世帯 2,000 円とし、利用限度額は 12,000 円とします。

事業費・人数(単位：千円・人)

軽度生活援助事業 (雪下ろし、 除雪)	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	0	0	120	120	120	120
人数	0	0	10	10	10	10

【現状と今後の方向性】

一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の積雪による不安を取り除くため、民生委員児童委員の協力のもと実施しています。冬期間の外出機会の安全を確保するため、事業を継続し、適切な利用を進めます。

⑤長寿者褒章事業

住民の長寿を顕彰し、祝福と敬意を表するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、該当者に対し長寿祝金等を贈呈します。

事業費・人数(単位：千円・人)

長寿者褒章事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	1,002	661	967	967	967	967
人数	115	112	146	146	146	146

【現状と今後の方向性】

米寿と100歳等の高齢者に対し、長寿に対する祝福と敬意を表することとして継続して実施します。





### 3. 高齢者を取り巻く環境の整備

#### ①要介護老人住環境整備事業

要介護認定者を対象に、在宅生活の継続と介護負担の軽減を目的として、介護保険による住宅改修の枠外にあたる部分についての住宅改造が行われる場合、対象経費の9割または8割を助成します（ただし、助成限度額は80万円）。

事業費・人数(単位：千円・人)

要介護老人 住環境整備事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	43	0	800	800	800	800
人数	1	0	1	1	1	1

#### 【現状と今後の方向性】

介護保険による住宅改修の枠外の住宅改造に対する助成については、対象要件に適する利用者がほとんどいない状況です。今後さらに周知を進めるとともに、県との連絡を密にし、適切な利用に努めます。

#### ②高齢者にやさしいまちづくり

高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを目指します。

また、外出しやすい環境づくりのため、各種外出支援のサービスの周知を図るとともに、公共交通機関や福祉バスなどについて、福祉の視点に立った適切な運行を要望・検討します。

#### ③安心・安全なまちづくり

高齢者等が安心・安全な生活を送るため、災害時要援護者台帳等を活用し、平常時から配慮が必要な方の情報を区長、警察署、消防署、社会福祉協議会、民生委員児童委員など関係機関と共有し、有事の際、迅速に対応できる体制を整えます。

また、警察署や消防署等の関係機関と連携を密にし、高齢者に対する悪質な詐欺や悪徳商法被害を防ぐため、知識の普及・啓発に努めます。

さらに、社会福祉協議会が実施している「無料法律相談」の周知に努め、高齢者の生活上における問題の解決へ支援を行います。



## ④在宅家族介護慰労事業

介護者を慰労し高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、在宅で生活する要介護4・5の高齢者を一年間通して介護する家族に対し、慰労金5万円又は10万円を支給します。支給を希望する方は申請が必要となります。

事業費・人数(単位：千円・人)

在宅家族 介護慰労事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	300	150	250	300	300	300
人数	6	3	5	6	6	6

## 【現状と今後の方向性】

対象者は横ばいですが、今後も在宅支援の一環として事業を継続します。

## ⑤家族介護継続支援事業

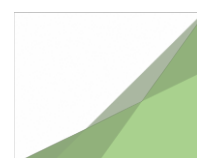
要支援・要介護と認定された在宅で生活する高齢者に、紙おむつ購入にかかる経費を一部助成します。

人数(単位：人)

家族介護継続 支援事業	第6期実績値			第7期計画値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込み値)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業費	4,395	4,299	4,523	4,300	4,300	4,300
人数	260	255	236	270	290	320

## 【現状と今後の方向性】

要介護認定を受けた、要支援者と要介護者について、紙おむつ購入の助成を行っており、在宅高齢者の快適な生活が保障されるとともに、家族の介護負担軽減が図られており、今後も継続して実施していきます。



## 第8章 介護保険事業の見込み量の推計手順

### 1. 介護保険事業の見込み量の推計手順

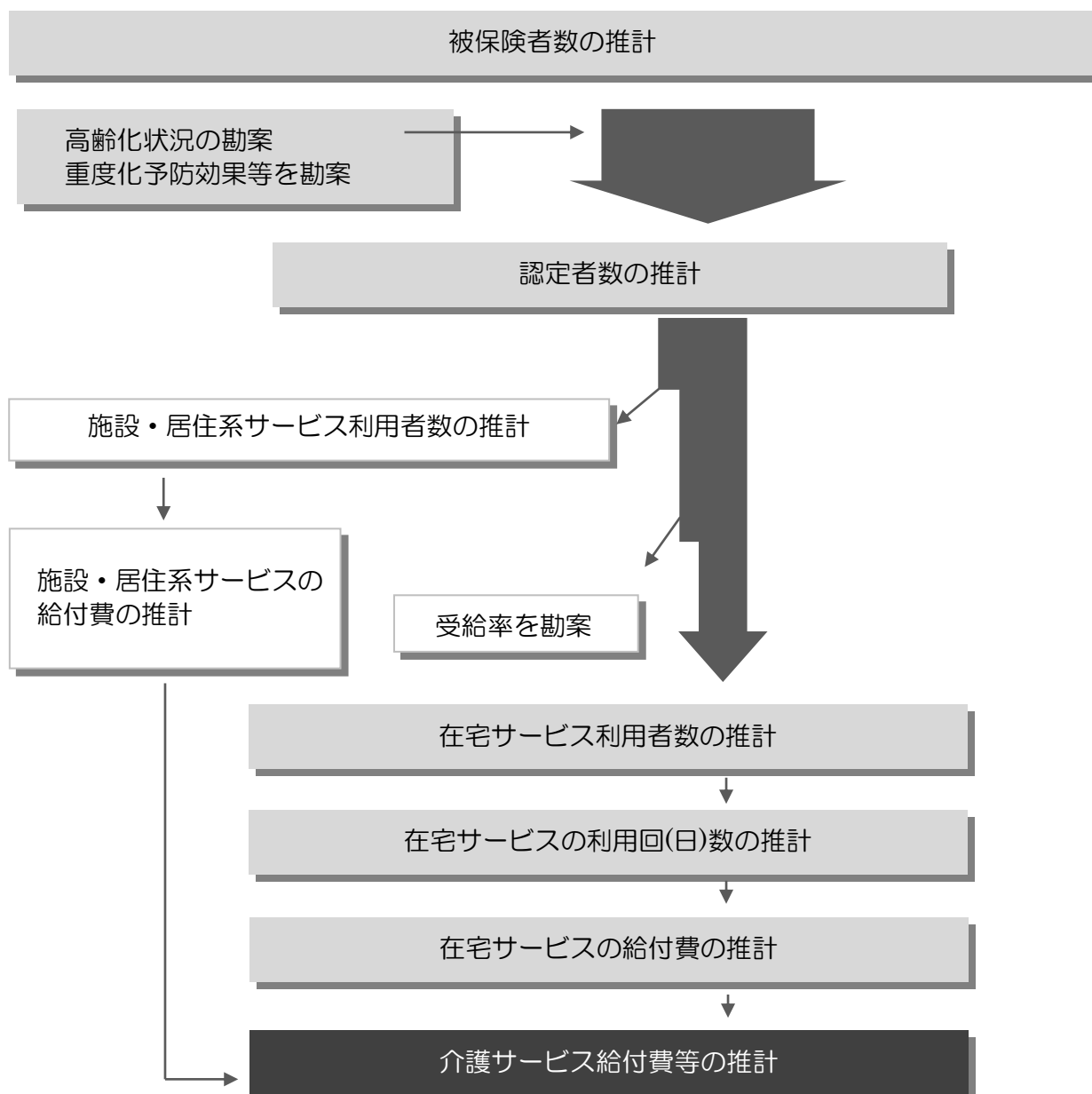
第7期介護保険事業の見込み量は、次のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

【介護保険給付費等の推計手順】



## 2. サービス対象者数の推計

### (1) 将来人口及び被保険者数

近年の人口の推移をベースに、平成37年までの将来人口を推計し、第7期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

人口推計及び被保険者数

(人)

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
総人口	10,414	10,285	10,157	9,513
第1号被保険者数	3,698	3,716	3,733	3,667
65～74歳	1,637	1,663	1,690	1,471
75歳以上	2,061	2,053	2,043	2,196
第2号被保険者	3,143	3,071	2,998	2,732

### (2) 要介護等認定者数・認定率

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました。

要介護等認定者数

(人)

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
認定者数	704	719	735	753
要支援1	61	61	64	64
要支援2	66	68	68	70
要介護1	163	165	166	166
要介護2	144	147	153	152
要介護3	100	103	107	112
要介護4	98	102	104	110
要介護5	72	73	73	79
うち、第1号被保険者	688	699	711	729
要支援1	58	57	59	59
要支援2	64	65	64	66
要介護1	161	163	164	164
要介護2	142	144	149	148
要介護3	98	100	103	108
要介護4	95	99	101	107
要介護5	70	71	71	77
認定率(第1号被保険者認定者数/第1号被保険者数)	18.6%	18.8%	19.0%	19.9%



### (3) 標準給付費

総給付費（一定以上所得者負担の調整後）に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費見込み額」は、下表のとおり見込んでいます。

標準給付費の見込み

(円)

	合 計	第 7 期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
標準給付費見込み額	4,037,145,968	1,302,717,801	1,334,802,465	1,399,625,702	1,462,537,065
総給付費 (一定以上所得者 負担の調整後)	3,827,884,520	1,232,963,985	1,265,048,649	1,329,871,886	1,392,783,249
総給付費	3,783,122,000	1,233,297,000	1,250,560,000	1,299,265,000	1,360,772,000
一定以上所得者の利用 者負担の見直しに伴う 財政影響額	1,426,560	333,015	518,071	575,474	647,279
消費税率等の見直しを 勘案した影響額	46,189,080	0	15,006,720	31,182,360	32,658,528
特定入所者介護サービス 費等給付額 (資産等勘案調整後)	136,030,620	45,343,540	45,343,540	45,343,540	45,343,540
特定入所者介護サー ビス費等給付額	136,030,620	45,343,540	45,343,540	45,343,540	45,343,540
補足給付の見直しに 伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等 給付額	60,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
高額医療合算介護サー ビス費等給付額	9,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
審査支払手数料	4,230,828	1,410,276	1,410,276	1,410,276	1,410,276

### (4) 地域支援事業費

地域支援事業費については、下表のとおり見込んでいます。

地域支援事業費の見込み

(円)

	合 計	第 7 期			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域支援事業費	217,240,540	72,909,132	71,467,153	72,864,255	72,864,255
介護予防・日常生活支援総合 事業費	137,997,919	46,815,952	44,974,093	46,207,874	46,207,874
包括的支援事業・任意事業費	79,242,621	26,093,180	26,493,060	26,656,381	26,656,381

### 3. 第1号被保険者の保険料の推計

#### (1) 第1号被保険者負担相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合（第7期は23%）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。

#### 第1号被保険者負担分相当額の見込み

(円)

	合 計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号被保険者負担分相当額	971,608,897	314,094,195	321,142,012	336,372,690	381,350,330
調整交付金相当額	207,257,194	66,976,688	68,488,828	71,791,679	74,937,247
調整交付金見込額	277,446,000	93,901,000	91,364,000	92,181,000	96,369,000
調整交付金見込み交付割合		7.01%	6.67%	6.42%	6.43%
後期高齢者加入割合補正係数		0.8781	0.8924	0.9030	0.9069
後期高齢者加入割合補正係数 (2区分)		0.9234	0.9413	0.9543	
後期高齢者加入割合補正係数 (3区分)		0.8327	0.8434	0.8517	0.9069
所得段階別加入割合補正係数		1.0393	1.0391	1.0391	1.0396
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0
市町村相互財政安定化事業交付額	0				0
保険料収納必要額	853,620,091				359,918,577
予定保険料収納率	99.0%				99.0%

※地域支援事業の限度額を超過する分は保険料の算定から除外しています。

#### (2) 高齢者の所得段階別の人数設定

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくこととなります。

本町における所得段階別の被保険者数は以下のとおりに設定しました。

#### 所得段階別の状況

(人)

	合 計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
所得段階別被保険者数					
第1段階	868	288	289	291	286
第2段階	698	231	233	234	229
第3段階	862	286	287	289	284
第4段階	1,439	477	480	482	473
第5段階	2,815	935	938	942	926
第6段階	2,219	736	740	743	730
第7段階	1,209	401	403	405	398
第8段階	615	204	205	206	202
第9段階	422	140	141	141	139
合計	11,147	3,698	3,716	3,733	3,667
所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,589	3,845	3,864	3,880	3,812



(3) 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第7期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。

必要保険料額	6,547 円
準備基金取崩の影響額	347 円
<b>月額保険料の基準額</b>	<b>6,200 円</b>

※本計画期間中の引き下げのため、準備基金の取崩による金額となります。

第1号被保険者保険料基準額 (円)

	第7期
保険料基準額（月額）	6,200
準備基金取崩額の影響	347
準備基金の残高（前年度末の見込み額）	109,471,334
準備基金取崩額	47,800,000
準備基金取崩割合	43.7%
財政安定化基金拠出金見込み額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率（%）※対第6期保険料	14.8%

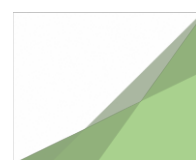
## (4) 所得段階別の保険料率

第7期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の9段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階別の保険料率の設定（第7期）

	基準額に対する割合	対象者	保険料年額	保険料月額
第1段階	0.50※	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者</li> <li>被保険者本人及び同一世帯員すべての方が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下</li> </ul>	37,200	3,100
第2段階	0.75	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人及び同一世帯員すべての方が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下</li> </ul>	55,800	4,650
第3段階	0.75	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人及び同一世帯員すべての方が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超</li> </ul>	55,800	4,650
第4段階	0.90	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下</li> </ul>	66,900	5,580
第5段階	1.00	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税</li> </ul>	74,400	6,200
第6段階	1.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が120万円未満</li> </ul>	89,200	7,440
第7段階	1.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満</li> </ul>	96,700	8,060
第8段階	1.50	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満</li> </ul>	111,600	9,300
第9段階	1.70	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が300万円以上</li> </ul>	126,400	10,540

※低所得者には公費の投入による保険料率の軽減強化が図られる予定です。



## 4. 自立支援・重度化防止に向けた評価指標

平成 29 年の法改正により介護保険事業計画に、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進について記載すると共に、その取り組みの達成状況について、調査・分析し公表を行うこととされました。本町の取り組みとその目標については、以下の通り設定しました。

### (1) 介護給付等に要する費用の適正化

#### ①要介護認定の適正化

<実施目標>

			現状 (平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護認定調査員 研修の実施	丹南 5 市町合同開催		2 回／年 3 会場	2 回／年 3 会場	2 回／年 3 会場	2 回／年 3 会場
調査票の点検	書面上の点検実施		全件	全件	全件	全件
町職員による 認定調査の実施	委託で実施し ている認定調査 を調査職員 が実施	在宅 サービス	0 件	6 件	6 件	6 件
		施設 サービス	0 件	12 件	12 件	12 件

#### ②ケアプランの点検

<実施目標>

			現状 (平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプラン の点検	ケアプランの点 検実施	点件数	-	34 件	34 件	34 件
		ケアプラン数	3,984 件	3,876 件	3,996 件	4,116 件



(2) 高齢者の自立支援・重度化防止

①介護予防で元気な高齢者を増やす

<実施目標>

		現状 (平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
誰でも通える介護予防教室・高齢者の活動の場づくり	介護予防のつどい	338 人 延 3,200 人	338 回 延 3,200 人	338 回 延 3,200 人	338 回 延 3,200 人
	健康体操	48 回 延 700 人	48 回 延 700 人	48 回 延 700 人	48 回 延 700 人
	※7 期計画中は、後期高齢者が減少するが、参加者は現状維持を目標とします。				
住民主体の高齢者の居場所づくり	地域ふれあいサロン	延 510 回 延 6,375 人 51 会場 年 10 回/会場	延 672 回 延 8,400 人 56 会場 年 12 回/会場	延 784 回 延 9,800 人 56 会場 年 14 回/会場	延 896 回 延 11,200 人 56 会場 年 16 回/会場
	※他地域受け入れも含め、未実施地域での開催を目標とします。協力員や参加者の意欲を引き出し、開催回数を増やしていきます。				

<評価指標>

		現状 (平成 29 年度)	平成 32 年度
新規認定者数	新規の介護認定者の人数	新規申請者数 146 人 (平成 28 年度)	減少↓
		事業対象者数 139 人 (平成 30 年 1 月末)	減少↓
要介護・要支援認定率	要介護・要支援認定者数の割合 (第 1 号被保険者)	18.4% (平成 29 年 3 月末)	維持→
調整済み認定率	見える化システムより	14.1% (平成 28 年度)	維持→
調整済み重度認定率	見える化システムより	5.3% (平成 28 年度)	維持→
主観的健康感の高い高齢者の割合 (%)	ニーズ調査より、健康状態がよいと回答した方の割合 (※無回答含まない)	78.9%	増加↑
ボランティアのグループへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	38.0%	増加↑
スポーツ関係のグループやクラブへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	28.7%	増加↑
趣味関係のグループへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	37.0%	増加↑
学習・教育サークルへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	20.9%	増加↑
地域ふれあいサロンへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	41.7%	増加↑
自主的なグループ活動への参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	33.3%	増加↑
町が実施する健康体操教室や介護のつどいなどへの参加割合 (%)	ニーズ調査より、参加している方の割合 (※無回答含まない)	21.0%	増加↑
地域住民の有志による活動等への参加意向の割合 (%)	ニーズ調査より、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向のある方の割合 (※無回答含まない)	64.7%	増加↑





## ②担い手になる元気高齢者を増やす

### <実施目標>

		現状 (平成 29 年度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
担い手育成及 び支え合い推 進	脳元気お助け隊講習会	6 回 実 16 人	6 回 実 20 人	6 回 実 20 人	6 回 実 20 人
	スキルアップ研修	1 回 18 人	1 回 25 人	1 回 30 人	1 回 35 人
	担い手研修	1 回 11 人	1 回 15 人	1 回 15 人	1 回 15 人

### <評価指標>

		現状 (平成 29 年)	平成 32 年度
担い手登録者数	介護予防サポーター	51 人	100 人
	担い手登録者	11 人	15 人
地域でのお世話役として 活動意向のある方の割合 (%)	ニーズ調査より、健康づくり活動や趣味 等のグループ活動に企画・運営（お世話 役）として参加したいと回答した方の割 合（※無回答含まない）	36.0%	増加↑
相談相手のいない方の割 合（%）	ニーズ調査より、心配事や愚痴を聞いて くれる人がいないと回答した方の割合 （※無回答含まない）	2.0%	減少↓

## ③自立支援に向けたケアマネジメント

### <実施目標>

	現状 (平成 29 年 度)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアマネ連絡会	10 回 延 165 人	10 回 延 170 人	10 回 延 170 人	10 回 延 170 人
地域ケア会議（個別）	6 回 延 138 人	6 回 延 140 人	6 回 延 140 人	6 回 延 140 人

### <評価指標>

		現状 (平成 29 年度)	平成 32 年度
ケアマネアンケート 調査の実施	ケアマネジャー（介護支援専門員）の意 識を確認するため、アンケート調査を 実施する ・自立支援に向けたケアマネジメント を意識しているかどうか	—	100%

## 第9章 南越前町の高齢者を取り巻く状況

### 1. 人口の状況

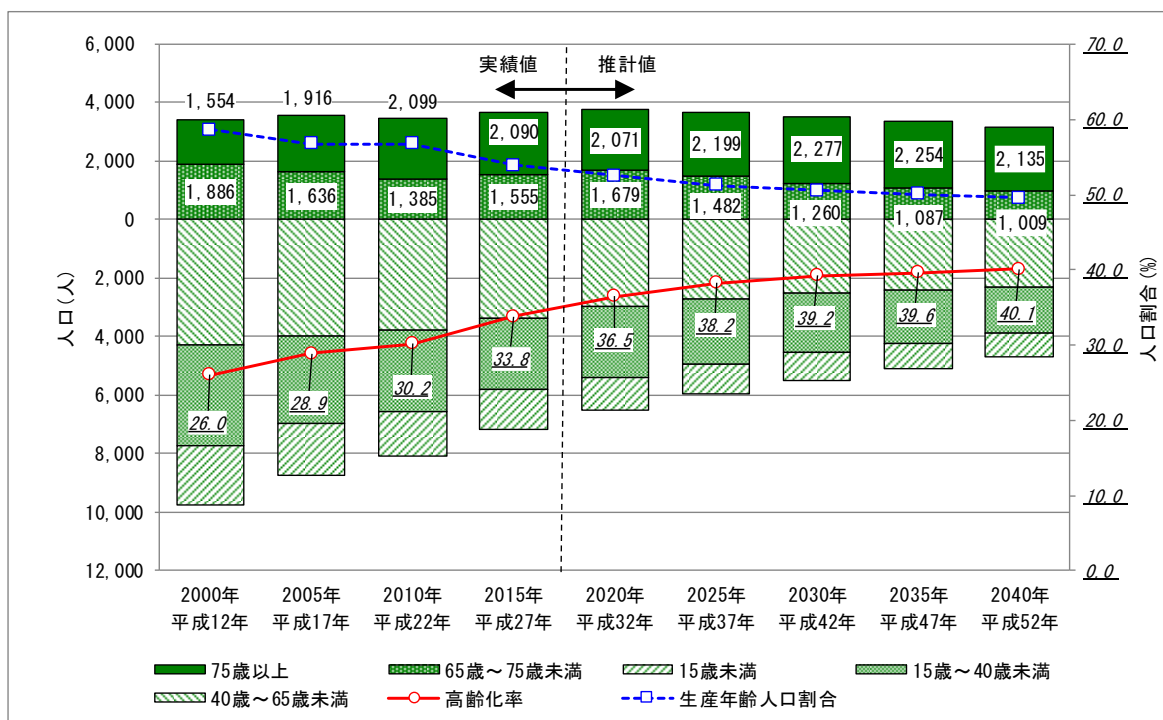
#### (1) 人口の将来推計

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は10,799人となっています。これまでの推移をみると、減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この減少傾向は今後も続き平成37年には9,628人となると予測されています。

年齢3区分の人口構成率をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、平成27年ではそれぞれ12.3%、53.9%となっています。それに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年では33.8%と約3人に1人は65歳以上の高齢者となっています。

また、前期高齢者（65歳～75歳未満）は増加傾向が見られますが、後期高齢者（75歳以上）はほぼ横ばいで推移しており、将来推計値では減少傾向となっています。

図表 9-1-1：人口の将来推計（グラフ）



資料：2000年～2015まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」





図表 9-1-2 : 人口の将来推計 (表)

		実績値				推計値				
		2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年	2035年 平成47年	2040年 平成52年
人口	(人)	13,221	12,274	11,551	10,799	10,265	9,628	9,023	8,436	7,849
	15歳未満 (人)	2,031	1,754	1,504	1,332	1,127	1,014	933	869	812
	15歳～40歳未満 (人)	3,447	3,012	2,768	2,460	2,407	2,202	2,033	1,815	1,603
	40歳～65歳未満 (人)	4,303	3,956	3,795	3,362	2,981	2,731	2,520	2,411	2,290
	65歳～75歳未満 (人)	1,886	1,636	1,385	1,555	1,679	1,482	1,260	1,087	1,009
	75歳以上 (人)	1,554	1,916	2,099	2,090	2,071	2,199	2,277	2,254	2,135
	生産年齢人口 (人)	7,750	6,968	6,563	5,822	5,388	4,933	4,553	4,226	3,893
	高齢者人口 (人)	3,440	3,552	3,484	3,645	3,750	3,681	3,537	3,341	3,144
生産年齢人口割合	(%)	58.6	56.8	56.8	53.9	52.5	51.2	50.5	50.1	49.6
高齢化率	南越前町 (%)	26.0	28.9	30.2	33.8	36.5	38.2	39.2	39.6	40.1
	福井県 (%)	20.4	22.6	24.9	28.3	31.3	32.8	34.2	35.4	37.5
	全国 (%)	17.3	20.1	22.8	26.3	29.1	30.3	31.6	33.4	36.1

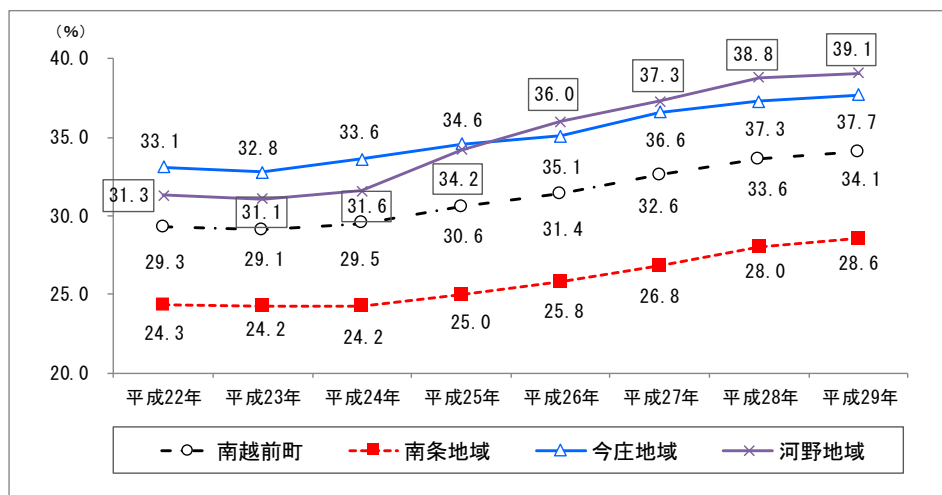
資料：2000年～2015まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」

## (2) 圏域ごとの高齢化率の推移

圏域ごとの高齢化率の推移をみると、いずれの地域においても高齢化率は増加傾向にあります。また、南条地域は町全体に比べて高齢化率は低くなっているのに対し、今庄地域や河野地域では高齢化率が高くなっています。

図表 9-1-3 : 圏域ごとの高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※地域別の高齢化率については介護老人福祉施設を除いています。

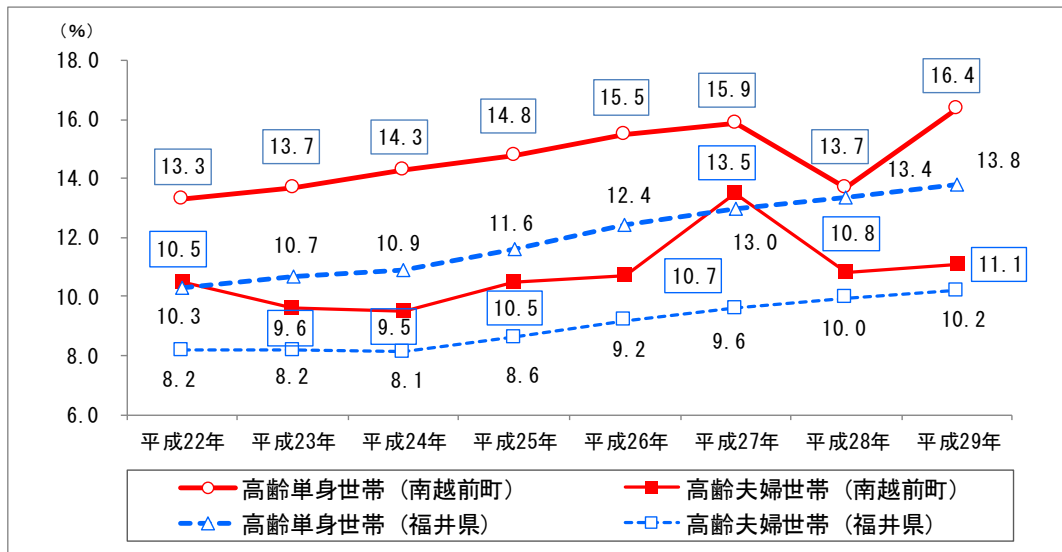
## 2. 世帯の状況

### (1) 高齢者のいる世帯

本町の高齢者のいる世帯を世帯類型別にみると、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の割合が増加しています。

それぞれの割合は福井県と比較しても全ての年で上回っています。

図表 9-2-1：高齢者のいる世帯の類型割合の推移



資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

図表 9-2-2：高齢者のいる世帯の類型割合の推移

単位：世帯

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総世帯	3,611	3,568	3,574	3,541	3,511	3,499	3,488	3,482
65歳以上の親族のいる世帯	2,453	2,425	2,417	2,463	2,464	2,489	2,518	2,510
高齢単身世帯	481	487	510	525	543	557	477	571
高齢夫婦世帯	380	344	341	370	375	473	378	386

資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

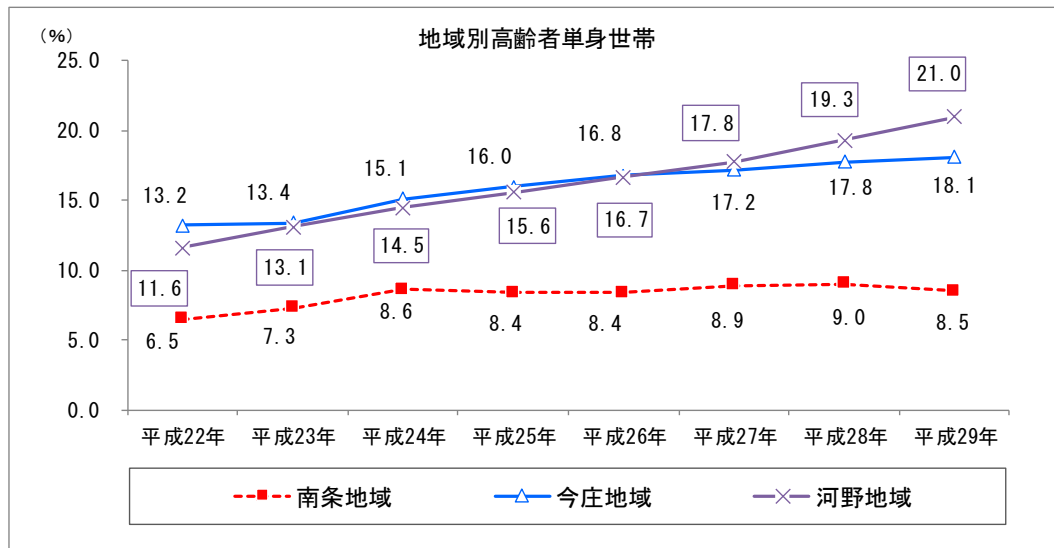




## (2) 地域別高齢者のいる世帯の推移

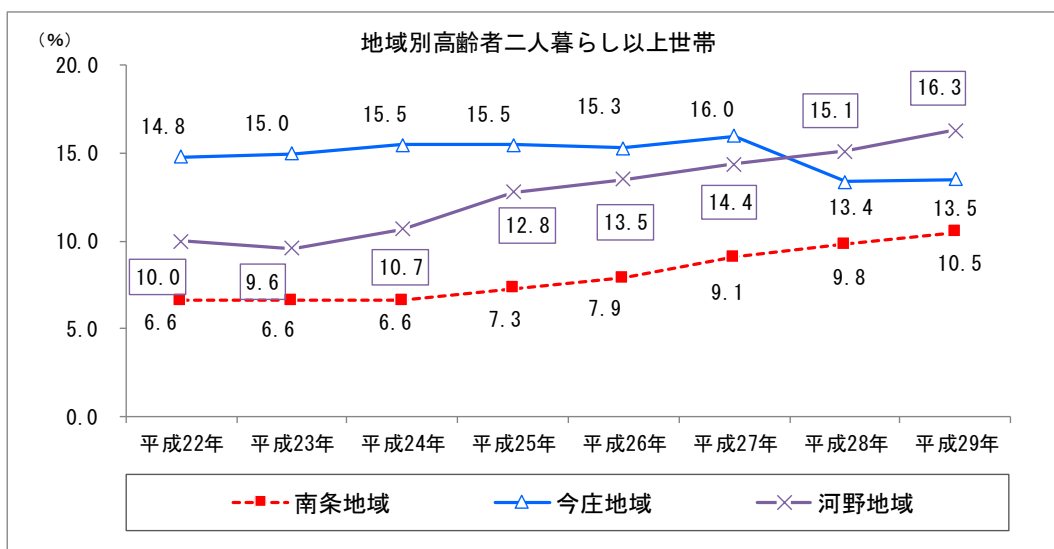
地域別に高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢化率が高かった今庄地域や河野地域では、高齢者二人暮らし以上世帯や高齢者単身世帯の占める割合が高くなっています。

図表 9-2-3：地域別高齢者単身世帯



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 9-2-4：地域別高齢者二人暮らし以上世帯の推移



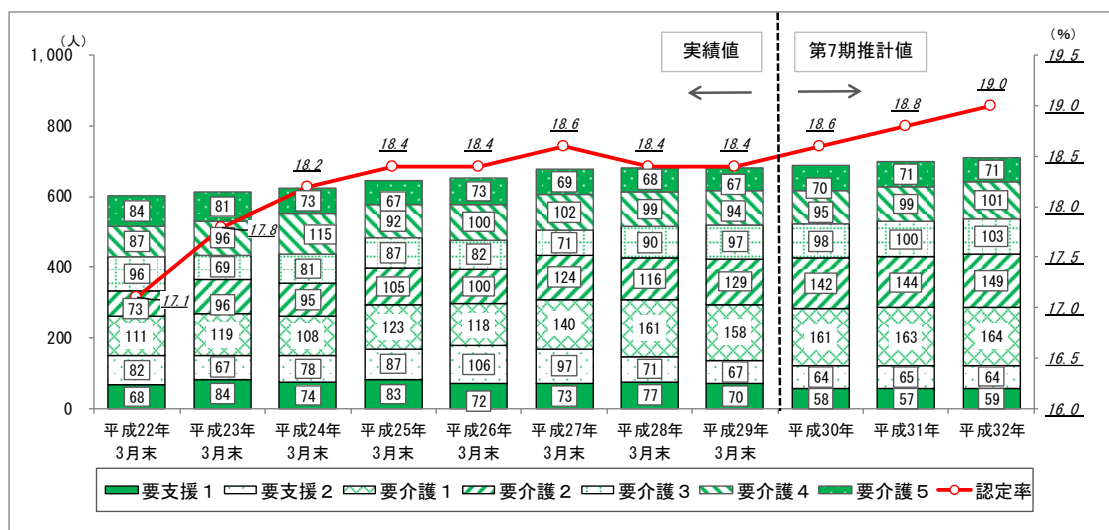
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 3. 要支援・要介護認定者数の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護認定者数は年々増加しています。また、認定率は、福井県や全国より高くなっています。ただし、要支援者については、事業対象者として、平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する方がいるため、今後も、大きな伸びはないと考えられます。

図表 9-3-1：要介護認定者数、認定率の推移（グラフ）



資料：実績値／厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
(平成28、29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

図表 9-3-2：要介護認定者数、認定率の推移（表）

		実績値							推計値			
		平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年	平成31年	平成32年
認定者数	(人)	601	612	624	644	651	676	682	682	688	699	711
要支援 1	(人)	68	84	74	83	72	73	77	70	58	57	59
要支援 2	(人)	82	67	78	87	106	97	71	67	64	65	64
要介護 1	(人)	111	119	108	123	118	140	161	158	161	163	164
要介護 2	(人)	73	96	95	105	100	124	116	129	142	144	149
要介護 3	(人)	96	69	81	87	82	71	90	97	98	100	103
要介護 4	(人)	87	96	115	92	100	102	99	94	95	99	101
要介護 5	(人)	84	81	73	67	73	69	68	67	70	71	71
南越前町	(%)	17.1	17.8	18.2	18.4	18.4	18.6	18.4	18.4	18.6	18.8	19.0
福井県	(%)	15.7	16.7	17.2	17.6	17.7	17.9	17.9	17.9			
全国	(%)	16.2	16.9	17.3	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0			

資料：実績値／厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
(平成28、29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)



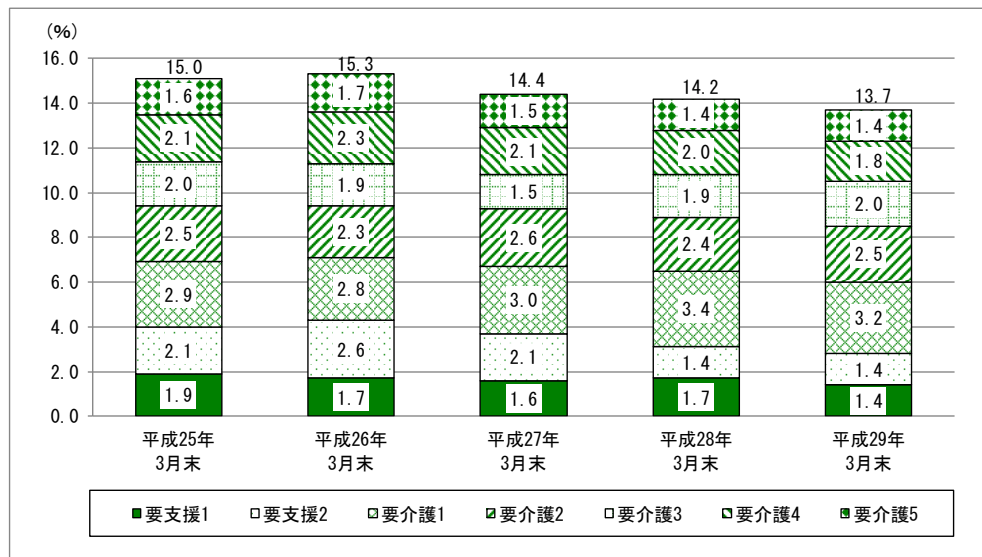


## (2) 調整済み認定率・重度認定率の推移

調整済み認定率は、平成 26 年以降減少しており、福井県や全国より低くなっています。また、要介護度別では、要介護 1 にやや増加傾向がみられます。

調整済み重度認定率は、年により増減はありますが、福井県や全国より低くなっています。

図表 9-3-3：調整済み認定率介護度別の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(平成 28 年のみ「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳・世帯数」)

図表 9-3-4：調整済み認定率、調整済み重度認定率の推移 (表)

				平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末
調整済み 認定率	南越前町	要支援 1	(%)	1.9	1.7	1.6	1.7	1.4
		要支援 2	(%)	2.1	2.6	2.1	1.4	1.4
		要介護 1	(%)	2.9	2.8	3.0	3.4	3.2
		要介護 2	(%)	2.5	2.3	2.6	2.4	2.5
		要介護 3	(%)	2.0	1.9	1.5	1.9	2.0
		要介護 4	(%)	2.1	2.3	2.1	2.0	1.8
		要介護 5	(%)	1.6	1.7	1.5	1.4	1.4
		(%)	15.0	15.3	14.4	14.2	13.7	
	福井県	(%)	16.0	16.5	16.1	16.0	15.8	
	全国	(%)	17.3	17.7	17.9	17.7	17.5	
調整済み 重度認定率	南越前町	(%)	5.7	6.0	5.1	5.3	5.1	
	福井県	(%)	6.5	6.6	6.2	6.1	6.0	
	全国	(%)	6.3	6.3	6.3	6.1	6.0	

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成 28 年のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び総務省「住民基本台帳・世帯数」

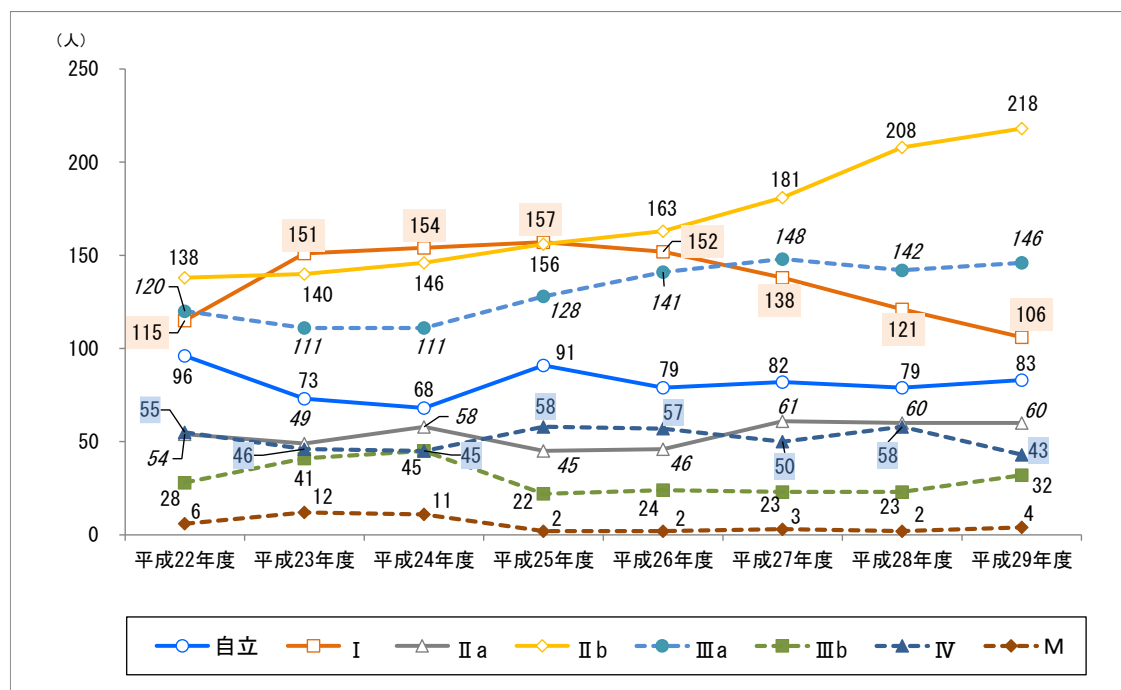
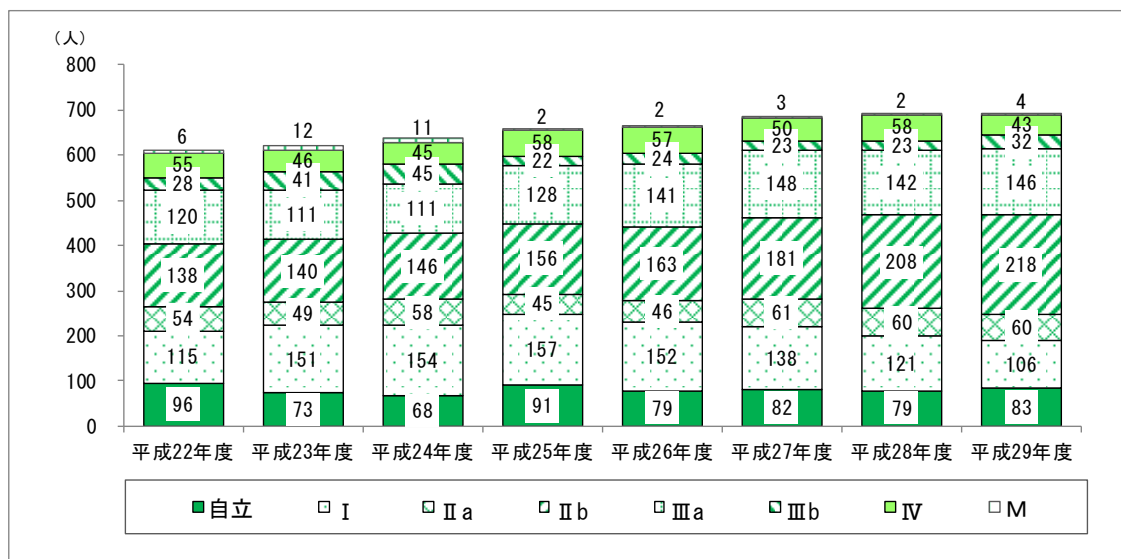


## 4. 認知症の状況

### (1) 日常生活自立度（認知度）の推移

本町の認知症高齢者数の推移をみると、何らかの介護等を必要とする認知症がある高齢者等（日常生活自立度Ⅱ以上）は年々増加傾向にあり、平成29年では503人と平成22年の401人に比べ102人増加しています。

図表 9-4-1：日常生活自立度（認知度）の推移



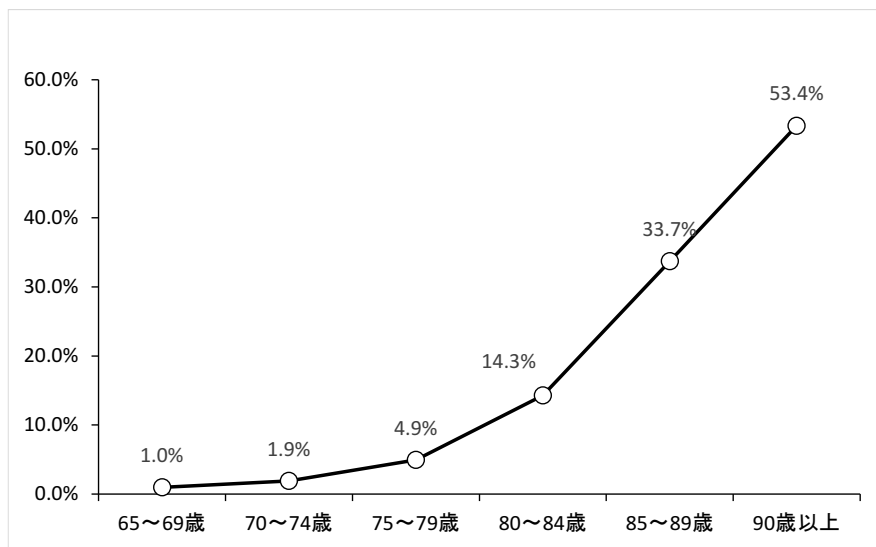
資料：高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）



## (2) 認知症の状況

年齢階級別の認知症の状況をみると、年齢と共に増加し、80～84歳で14.3%、85～89歳で33.7%、90歳以上で53.4%と急激に増加しています。

図表 9-4-2：年齢階級別認知症の状況



※ここでの「認知症」とは、要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の者  
(高齢者福祉基礎調査より H29.4.1日現在)

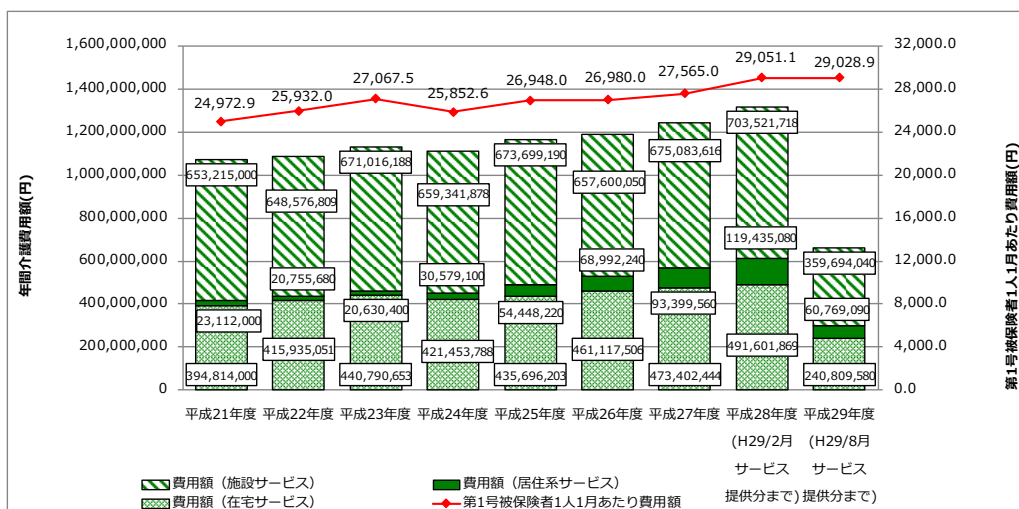
図表 9-4-3: 認知症高齢者の日常生活自立度（認知度）判定基準

	判定基準	見られる症状・行動の例
I	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱ a	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等。
Ⅱ b	家庭内でも上記Ⅱ aの状態が見られる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等。
Ⅲ a	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる。やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲ b	夜間を中心として、上記Ⅲ aの状態が見られる。	ランクⅢ aに同じ
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢ aに同じ
M	著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。

## 5. 介護保険サービスの利用状況

介護給付費は年々増加傾向にあり、平成29年8月末現在、第1号被保険者の一人当たりの給付費が、県内で1番となっています。また、在宅サービスと施設サービスの利用者についてみると、平成28年の第1号被保険者1人あたり給付月額、下表のとおりで「施設及び居住系サービス」が突出して、他市町より高くなっています。

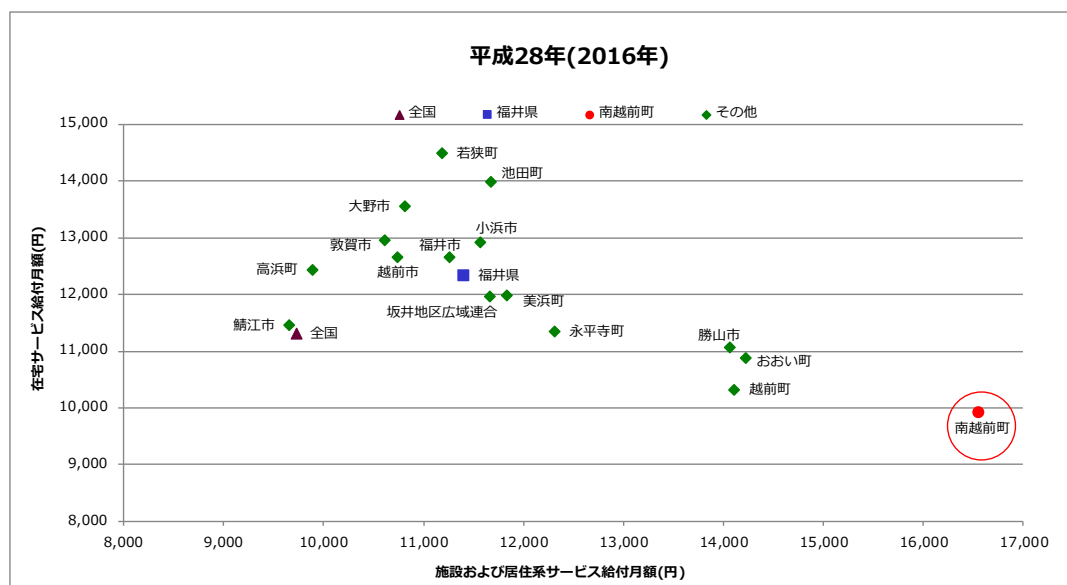
図表 9-5-1：第1号被保険者1人あたり給付月額



資料：【費用額】平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成28年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、平成29年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）


【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

図表 9-5-2：第1号被保険者1人あたり給付月額



資料：資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報





---

## 6. 各種調査からみたニーズ

---

計画を策定するにあたり、高齢者や在宅介護者のニーズ等を把握するため、以下の調査を実施しました。

### 【南越前町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及びもの忘れ検診(ニーズ調査)】

**目的** 地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した「南越前町 高齢者福祉計画 および第7期介護保険事業計画」を策定するにあたり、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することや認知機能の低下者を早期に把握し適切な支援につなげることを目的に実施する。

**調査対象** 町内に居住する65歳以上の方で要介護1から5の認定を受けていない方(3,128人)

**調査期間** 平成29年6月6日(火)～平成29年6月30日(金)

**回収件数** 2,115件 (回収率 67.6%)

### 【在宅介護実態調査】

**目的** これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること

**調査対象** 在宅の要支援者・要介護者

**調査期間** 平成28年12月19日(月)～平成29年3月31日(金)

**抽出件数** 205件

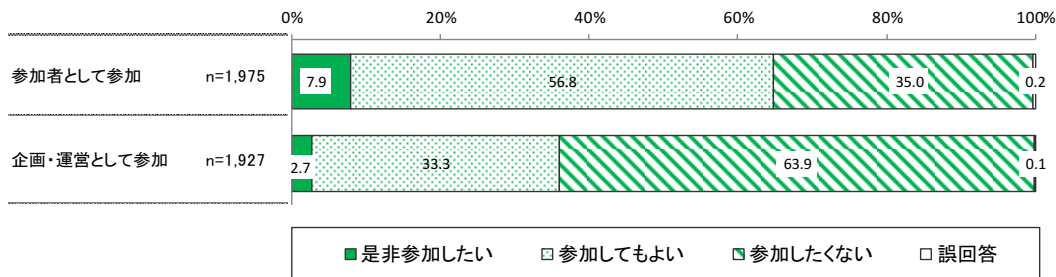
(1) 地域での活動への参加について

- ◆ 地域での活動への参加について、「参加したい」
- ◆ 企画・運営側（お世話役）として参加したいひとが3割。

地域での活動に、「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した方が、64.7%、また、企画・運営側（お世話役）として参加したい方が3割強、人数にすると「是非参加したい」が52人、「参加してもよい」が641人いました。南越前町には、まだまだ、地域での活動に参加してくれそうな方、企画・運営側（お世話役）として参加してくれそうな方が、たくさんいることがわかります。また、地域での活動に必要なことについては、「自ら健康であること」と回答した方が71.2%と最も高く、次いで、「興味のある内容があること」31.3%、「活動の場所が歩いて行ける場所にあること」17.2%、「通うための交通手段があること」10.7%となっています。

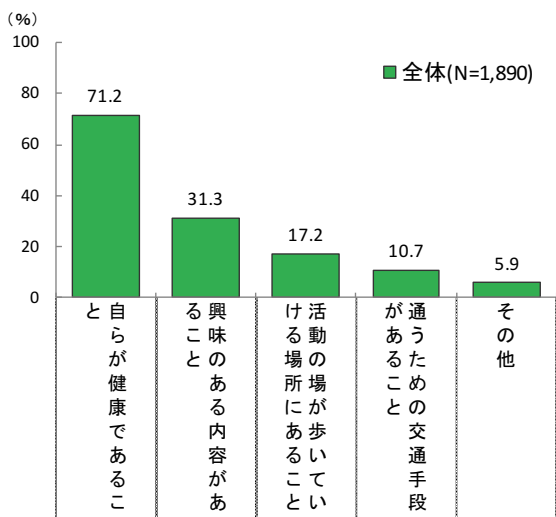
今後は、自らの健康維持と増進のため、地域での活動に参加しやすい環境づくり、また、企画・運営側（お世話役）として参加したい人たちの発掘と、積極的に活動に参加できるような仕組みづくりを進める必要がありそうです。

図表 9-6-1：地域のグループ活動について（ニーズ調査より）



図表 9-6-2：地域での活動に必要なことについて（ニーズ調査より）

(複数回答)





## (2) 認知症について

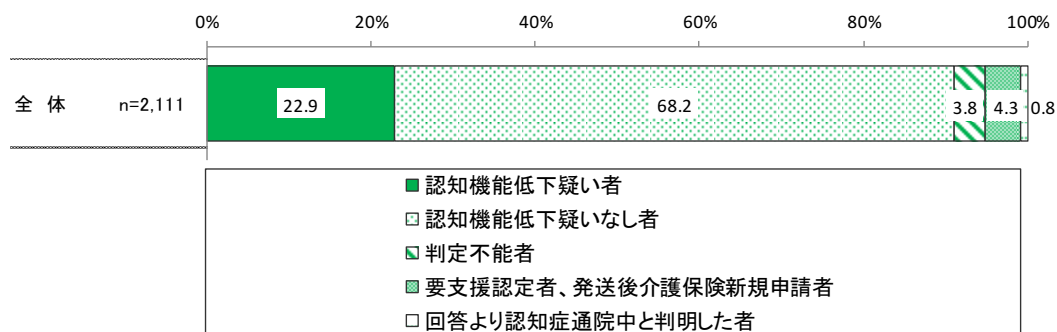
- ◆ 認知機能低下の疑いがある方が 23%
- ◆ 在宅生活の継続に向け不安なことは「認知症への対応」

ニーズ調査の判定結果によると、認知機能低下の疑いがある方は、2,111 人中、483 人で、22.9%となります。在宅介護実態調査によると、介護者が在宅生活の継続に向けて不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が 30.7%（およそ 3 割）と一番高くなっています。

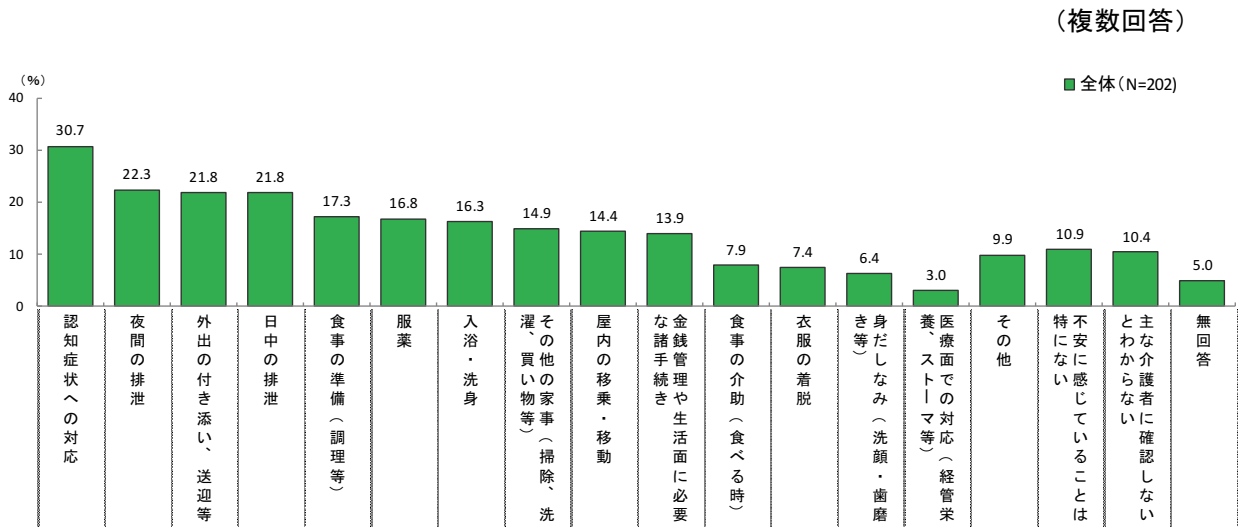
また、認知症の方が、住み慣れた地域で暮らしていくために地域に必要なことについては、「介護サービスの充実」が 56.8%と最も多く、次いで「早期発見のための診断の充実」が 44.1%、「地域における見守り等の支援の充実（ボランティアによる話し相手など）」が 36.4%、「本人や家族が気軽に集える場所の充実」が 35.7%、「相談窓口の充実」が 34.8%など多岐に渡っています。

認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、早期発見・早期対応の体制を整え、地域全体が認知症に対する理解を高めるとともに、認知症の方や、その家族を支えるなど、地域全体で見守る仕組みづくりが必要になります。

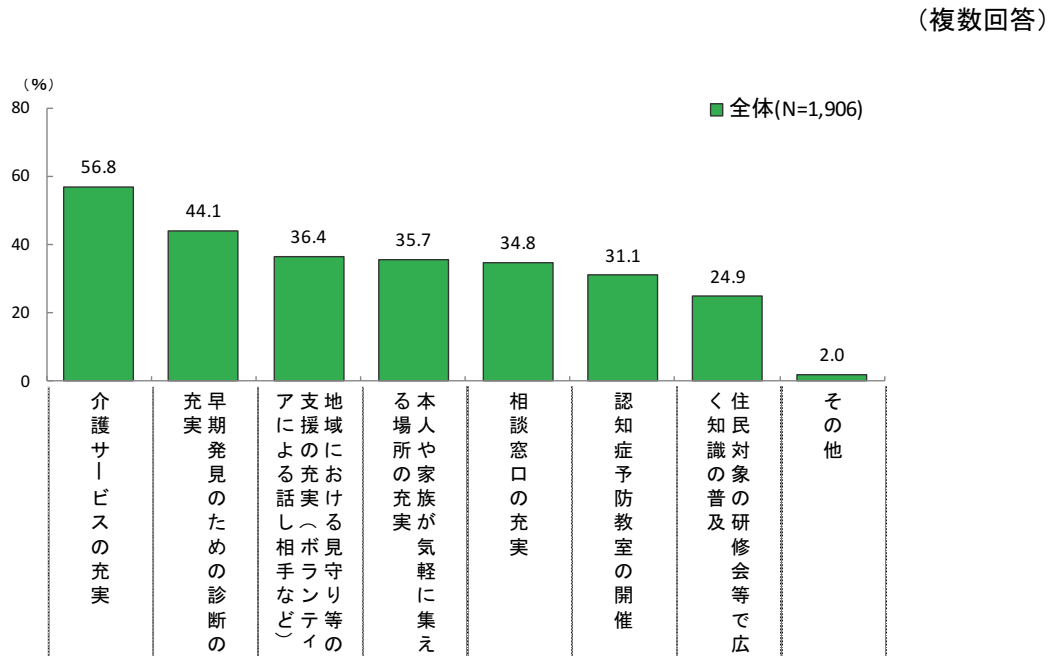
図表 9-6-3：認知機能の判定結果（ニーズ調査より）



図表 9-6-4：今後の在宅生活に向けて主な介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査より）



図表 9-6-5：認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていくために必要なこと（ニーズ調査より）



### (3) 人生の最期を迎えたい場所について

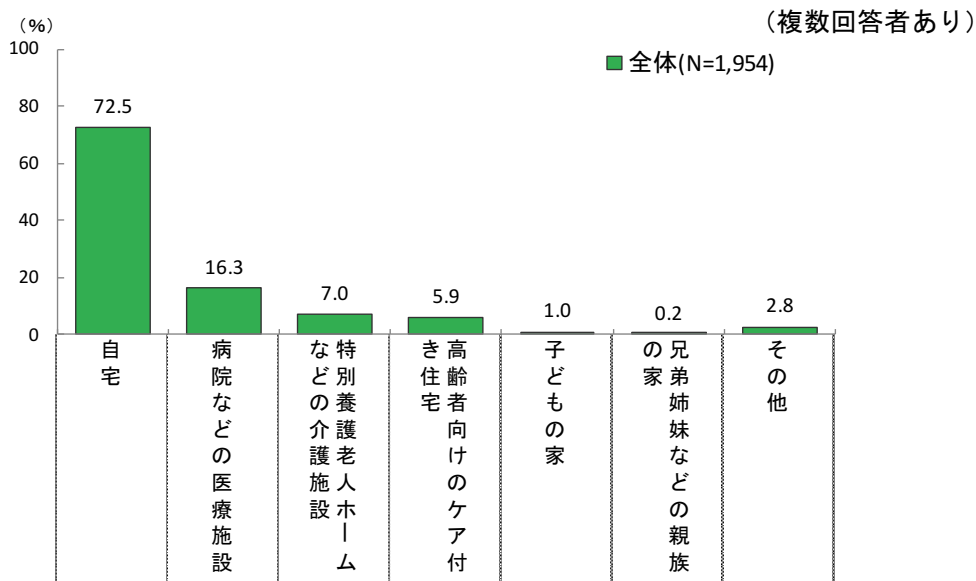
- ◆ 人生の最期は自宅を希望する方が約7割、できると考えている方は1割にも満たない
- ◆ 施設等を検討している方は1割程度。
- ◆ 在宅療養への不安は「家族の負担」と思っている方が7割を超えている。

要介護認定を受けていない65歳以上の方に対し、人生の最期を迎えたい場所についてたずねたところ、人生の最期を迎えたい場所として最も希望が多いのが「自宅」で72.5%の方が希望しているにもかかわらず、自宅で最後まで療養できると考えている方は7.8%と1割にも満たない状況となっており、理想と現実には大きな乖離がみられます。

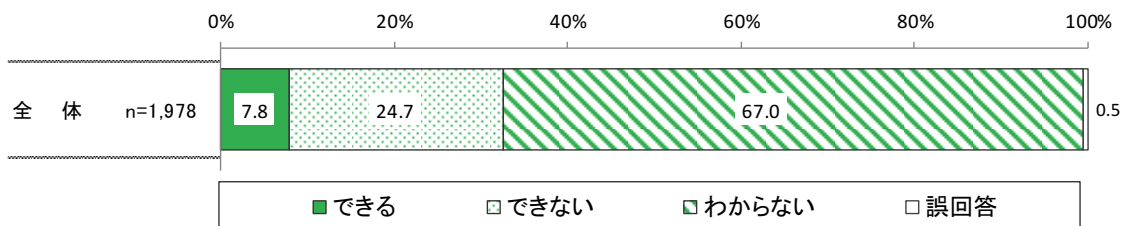
在宅療養をしようと思う場合に不安なこととして、「家族の負担」が74.4%、「家族の意向」が38.5%と多く、家族の介護への負担に対する気遣いが伺えます。また、施設入所については、1割強の方は、申請済みまたは検討中となっています。

このように多くの方が在宅での生活を希望していることから、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かいサービスの提供を図るなど、「地域包括ケアシステム」体制の確立を目指す必要があります。

図表 9-6-6：人生の最期を迎えたい場所について（ニーズ調査より）

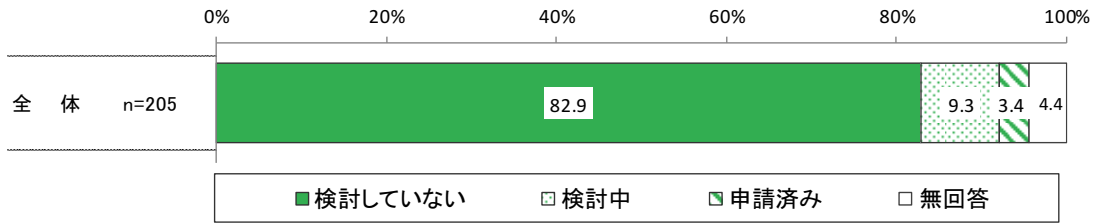


図表 9-6-7：自宅で最期まで療養できるかについて（ニーズ調査より）

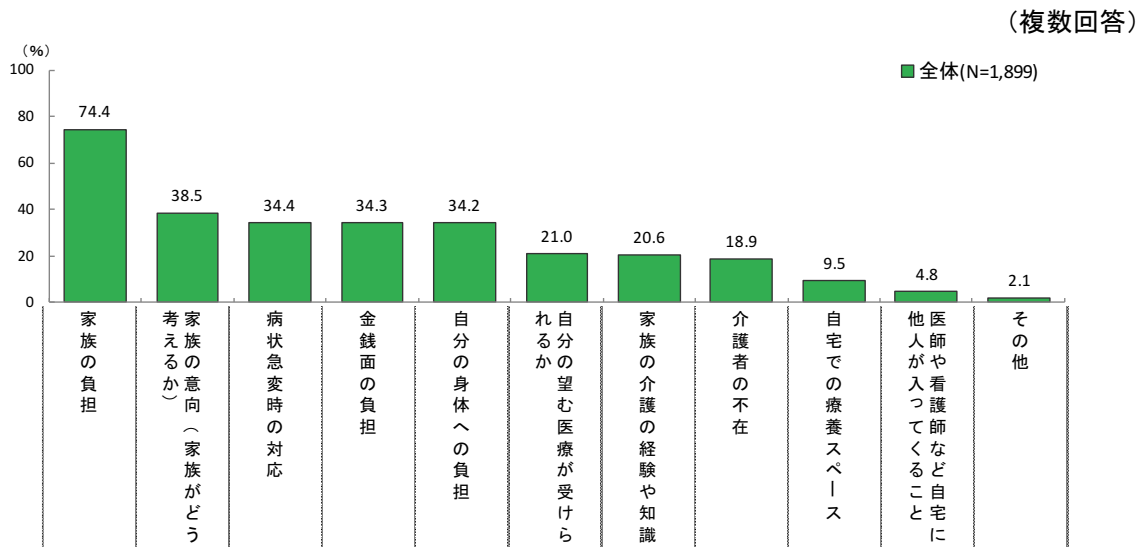




図表 9-6-8：施設等検討の状況（在宅介護実態調査より）

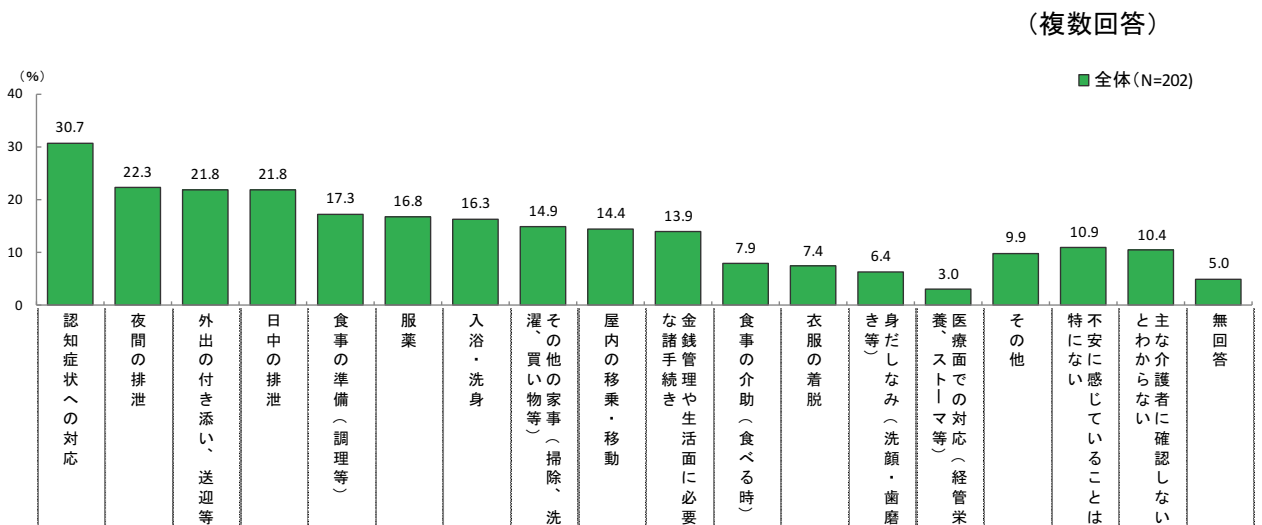


図表 9-6-9：在宅での療養をしようと思う場合に不安なこと（ニーズ調査より）



図表 9-6-10：今後の在宅生活に向けて主な介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査より）

[再掲]



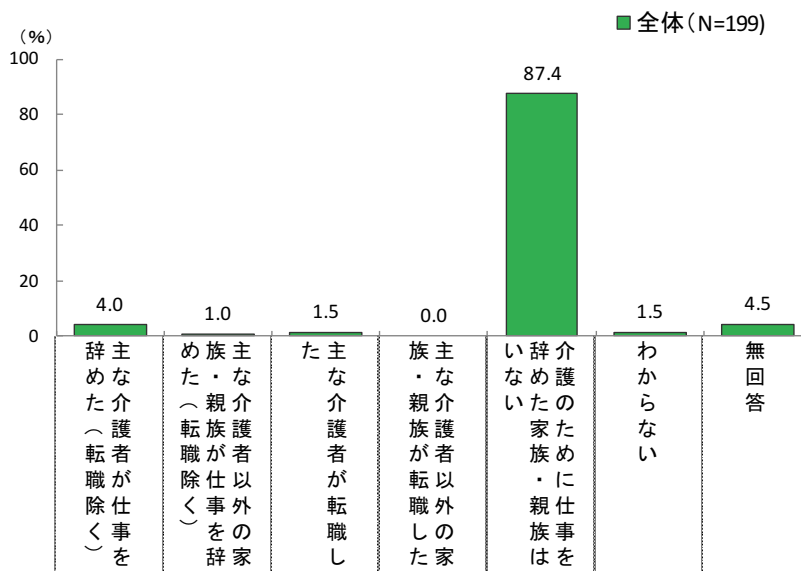
#### (4) 仕事と介護の両立について

- ◆ 介護を理由に退職した方は5.0%
- ◆ 介護のため、就労継続が困難と考えている方は2.7%

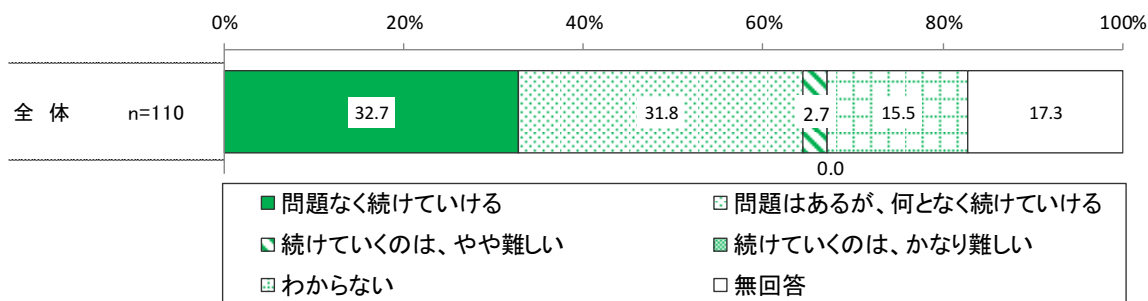
主な介護者や家族及び親族が介護を理由に仕事を辞めた方は5.0%となっています。  
 介護者の介護と仕事の両立の可否については、就労継続が困難と考えている方は2.7%と少なくなっているものの、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した方は約3割（31.8%）を占めています。

図表 9-6-11：介護のための退職の有無（在宅介護実態調査より）

(複数回答)



図表 9-6-12：主な介護者の就労継続の可否に係る意識（在宅介護実態調査より）



## 資料編

### 1. 策定の経緯

時 期	会議等	内 容
平成 29 年	7月 27日 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度について</li> <li>・第7期計画の概要について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> <li>・南越前町の高齢者および介護保険の現状</li> <li>・第6期計画の進捗状況について</li> <li>・第7期計画の方向性について</li> </ul>
	8月 31日 第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間予定</li> <li>・南越前町の課題等</li> <li>・施設サービス・在宅サービスの方向性</li> <li>・地域密着型サービスの必要性</li> <li>・生活支援サービスの充実について</li> <li>・介護予防事業の課題について</li> </ul>
	10月 19日 第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護 (グループホームの事業計画について)</li> <li>・サービスごとの見込量・数値目標</li> <li>・地域支援事業の見込量・数値目標</li> <li>・南越前町のめざすべき方向の提案</li> <li>・計画骨子について</li> </ul>
	11月 30日 第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスの必要利用定員総数について</li> <li>・サービスごとの見込量・地域支援事業の見込量について</li> <li>・基金取崩について</li> <li>・計画素案について</li> <li>・取り組みと数値目標</li> </ul>
平成 30 年	2月 8日 第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業の見込み量と保険料について</li> <li>・計画素案について</li> </ul>
	3月 1日	答申





---

## 2. 策定委員会設置要綱

---

○南越前町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成26年3月24日

南越前町告示第15号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第100号）第117条に規定する南越前町介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する南越前町高齢者福祉計画（以下「計画案」という。）を策定するために、南越前町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、町長に提言するものとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関し必要なこと。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 南越前町介護保険運営協議会委員
- (2) 福祉関係者
- (3) 各種団体代表者
- (4) 行政機関職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の任用)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める提言のあった日をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

### 3. 策定委員会名簿

区分	氏名	所属及び役名	備考
介護保険運営協議会委員	山口 多津男	第一号保険者代表	被保険者を代表する者
	嶋崎 美穂子	第二号被保険者代表	
	伊藤 千鶴	第二号被保険者代表	
	萩野 正樹	国民健康保険今庄診療所 所長	介護に関し、学識又は経験を有する者
	朝倉 眞照 (委員長)	丹南地区介護認定審査会委員	
	河合 邦夫	河野診療所 所長	
	坂川 広行 (副委員長)	ほのぼの苑 施設長	介護サービスに関する事業に従事する者
	増田 真則	地域密着型施設「このの」施設長	
	大瀧 ともみ	南越前町社会福祉協議会 南条居宅介護支援事業所	
福祉関係者	細川 泰司	南越前町社会福祉協議会 事務局長	
行政機関職員	藤原 十三夫	南越前町副町長	





**南越前町高齢者福祉計画  
および第7期介護保険事業計画**

発行：南越前町 保健福祉課

発行年月：平成30年3月

住所：〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1

Tel：(0778)47-8007 Fax：(0778)47-3605